# JHF6月総会 議事要録

-----

日時:2001年6月20日(水) 13:00~17:00

場所:羽田空港ターミナルビル/ビックバード6階「ギャラクシーホール」

\*ほぼ定刻に始まりました。

\*6月総会次第に従って、以下のように進められました。

1. 開会の言葉: 関谷理事

2.会長挨拶:川添会長

3.本通常総会概要説明と正会員出欠確認

47 正会員中 39 人出席、それにプラス委任状 5 = 議決票数 4 4

委任状の内訳:三重県連は福岡県連に委任。

滋賀県連・兵庫県連・奈良県連・鳥取県連は京都県連に委任。

4.議長選出:大分県連の乙咩さん

定足数の確認:47正会員中39人出席、プラス委任状5通=議決票数44票

3分の2以上の32人以上クリアしているので総会成立。

議長を除く過半数 = 22以上

議事録作成人の氏名:事務局 山田さん

議事録署名人の氏名:愛媛県連/石岡さん・和歌山県連/関口さん(代理出席)

\*オブザーバー紹介:ナカノ JHF 顧問弁護士紹介

\*傍聴人紹介・傍聴認定:埼玉県/イチカワ氏、静岡県/ウエマツ

5.議事

第1号議案 定款変更について (住所表示の訂正)

第2号議案 2000年度事業報告の承認について

第3号議案 2000年度決算報告の承認について

第4号議案 2001年度補正予算案の決定について

第5号議案 役員選挙について

- \*選挙
- \* 香川県連からの裁判に関する提案。
- \*埼玉県連からの発言。
- \*選挙結果の発表、総会の承認
- \*閉会

.....

\*ここから総会の録音を元に、発言を文字化した議事要録です。

MP3 録音ファイルと合わせて、理事と正会員達の議論の応酬を検証してください。 (JHF の公式議事録は JHF にありますので、検証される方は閲覧を申し込んでください。) \*文中、聞き取り不明個所は、「\*\*\*\*\*」と(?)等の表示をしています。

\_\_\_\_\_

司会:ただいまからですね。え-6月の通常総会を始めさせていただきます。 まずはじめに、関谷理事の方から開会の宣言をお願いします。

関谷理事:「えー、皆さん、遠いところ、また忙しいところご列席いただきまして有りが とうございます。えー、只今より社団法人日本ハンググライディング連盟、2001 年 6 月通 常総会を開催いたします。よろしくお願いします。」

司会:「続いて。川添会長から挨拶です。」

川添会長:「どうも皆さんご苦労様でございます。20001年度の6月総会の招集をかけましたところ、ご多忙に関わらず、多数ご参加いただきました、ありがとうございます。えー、2001年度はすでにもう事業が展開しておりまして、ワールドゲーム、エアーゲームに・・・、の中に取り込まれました、ハンググライディング、パラグライディングの世界選手権がすでに始まっております。日本から、えー、ハングの内田孝也チームリーダを始め、また、パラグライディングでは半谷貞夫チームリーダーを\*\*\*(聞き取り不明)とした戦いが、今、展開されている最中であろうと思われます。えー、遠いところでは有りますが心から声援を送りたいと思います。

また、この後 DHV への見学、それから DHV への活動への参加、そう言うツアーも計画されているようであります。

順次、一つ一つ事業が展開されていくことを確信しております。で、本日の総会は、いろいろ議題が多ございますが、ひとつ忌憚のない意見をたくさん出していただいて、そして、今後の\*\*\*(聞き取り不明)、そしてフライヤーの為に有益になるように、是非お願いしたいと思います。

えー、今年は以外と事故が少ないように見えておりましたけれども、ここ最近 2 件の死亡事故が起きました。で、まだ詳しい報告はなされておりませんけれども、えー、一つはレッグベルトの付け忘れ、かと言うことでございます。注意すれば防げてたのかなぁ?と言う、残念でございます。で、もう一つは、まあ、スピンに入って落ちたとかって言うことなんでございますけれども、えー、かなりベテランの方であったと言うふうに聞いております。そう言うわけで、最近の傾向として、えー、チェックの忘れ、それから、以外とベテランの方の事故、が多くありまして、この原因が何であるかということも、我々は一つ一つ確認しながら、今後に生かして行かなければならないと思います。

我々の、まあ遊びと言いますかスポーツは、まあ、20 数年、30 年近い歴史を誇っておりますけれども、一つ一つが人柱の上に改善されて、そして進化して来ております。で、この連盟もそう言う活動の中心になって、楽しく安全なスカイスポーツを目指しておりますけれども、これは、現場を預かっている教員達だけの努力ではとてもでは、あの、対処できない問題も多いと思います。そんな意味で、今回 DHV に見学に行っていることは非常に有意義かなと思っております。

で、振り返りますと、もう 30 年近い歴史の中で、たぶん、100 名以上の方が無くなっておられるのじゃないかと思います。

で、今年は有る方とお話ししましたら、「川添さん、今年はまだ、言っちゃあへンな言い方だけど、2名だよと、えー、例年に比べるともう、5月の連休を過ぎると5名ぐらいは

いってたんだけど・・今年は、まあ少なくてこのままいってくれると良いよね。なんて電話いただきました。その電話いただいた日にもう一つの事故が起きたようでございまして ちょっと残念に思います。 えー、これから我々の、世界を本当に楽しく安全な世界にするために、原点に返っていろいる考える必要が有ろうかと思います。一つはやはり、我々フライヤーである人間の問題。フライヤーであったり、また指導者であったり、人の問題。でこれはまた組織も絡んでまいります。それから、場所の問題。これはエリアであり、空域であり、気象状況であると思います。それからもう一つは、道具の問題。これは機材の問題であろうと思います。そう言うものを、根底をとらえて、一つ一つが、えー、バランスのとれた、対策が講じられていかなければならないと思います。ま、そんな意味も込めまして、えー、これからの話し合いが有意義に展開されていくことをねがっております。で、最後に、なくなられた方々に、我々の発展の為に、一つ一つの礎になっていただいたと思いますので、えー、先日、事務長の方から提案があったんですけれども、短い時間ですが黙祷を捧げさしていただきたいと思います。

15 秒ぐらいと言うことで、よろしくお願いいたします。亡くなられた我々の仲間と、の、方々のご冥福をお祈りすると共に、我々のこれからの安全を願って黙祷を捧げます。 黙祷・・・・・・・・・・・・・・・・。 ありがとうございました。私のご挨拶とさせていただきます。」

司会:「ありがとうございました。続いて簡単にですね。本日の運営次第を説明させていただきます。えー、本総会はですね。お手元にあります資料。『6月通常総会次第』に基づいて、議題を進めていきます。タイムスケジュールとしましては、このあと議長選出ですね。あ、定足数の・・・えー、正会員の出欠確認を行った後に、議長選出。えー、それにその後につながる一連の手続きの後、えー、ま、1時40分ぐらいから、えー、議事に入りたいと思います。4号議案までをですね。まあ出来れば、3時ぐらいまでに片づけて、休憩を挟んで第5号議案。そして、あとお手元にですね。追加資料が3通ほど届いていると思います。一つはですね、予算資料ですね。予算資料と、あと埼玉県連盟から報告が1通。それから香川県連盟から1通。えーその内の予算資料は、えー、えーと決算の・・・。第3号議案の、えー、中の、修正文です。それとですね、香川県連盟さんと埼玉県連盟さんからの資料の方はですね、6の報告及び連絡事項の項目でご説明いただきたいと思います。えー、それから注意事項なんですが、一応この総会は禁煙とさせていただきます。また携帯電話の方はスイッチを切っておいてください。

えー、続きまして、じゃ、出席の会員の確認をさせていただきます。えー、これはですね。 点呼をさせていただきますので、出席されている方は、えー、返事をお願いします。あ、 挙手をお願いします。挙手と返事をお願いします。

「北海道連盟長谷川さん」「はい」

「青森県連盟古川さん」「はい」

「岩手県連盟咲山さん」「はい」

「宮城県連盟小野寺さん」「はい」

「秋田県連盟小松さん」「はい」

「山形県連盟高橋さん」「はい」

「福島県連盟山口さん」「はい」

「埼玉県連盟立澤さん」「はい」

「千葉県連盟萩原さん」「はい」

「東京都連盟日垣さん」「はい」

「神奈川県連盟金高さん」「はい」

「群馬県連盟田部井さん」「はい」

「栃木県連盟谷田さん」「はい」

```
「茨城県連盟板垣さん」「はい」
「新潟県連盟永井さん」「はい」
「山梨県連盟水野さん」「はい」
「長野県連盟手塚さん」「はい」
「岐阜県連盟寄本さん」「はい」
「静岡県連盟森下さん」「はい」
「愛知県連盟森さん」「はい」
「三重県連盟松尾さん・・・欠席ですね。委任状が・・・福岡県に委任状ですね。」
「富山県連盟大和さん」「はい」
「石川県連盟江端さん」「はい」
「福井県連盟堀さん」「はい」
「京都府連盟賀家さん」「はい」
「滋賀県連盟中島さん・・・欠席で京都府連盟に委任状がでていますね」
「大阪府連盟岩井さん」「はい」
「兵庫県連盟北村さん・・・欠席で京都府連盟に委任状がでていますね」
「奈良県連盟岩井さん・・・こちらも欠席で京都府連盟に委任状がでています」
「和歌山県連盟山本さん」・・・?「こちらは欠席で委任状もでていないようですね?
どちらか委任状預かっていらっしゃる方いますか?有りませんね。はい。」
「島根県連盟石飛さん」・・・「こちらも資料では欠席になっていますが、
委任状預かってる方いらっしゃいますか?・・・では委任状なし。」
「鳥取県連盟川瀬さん」・・・「こちらも欠席で委任状預かってる方は?・・・あ、
いらっしゃいますか、あ、はい、京都府連盟。」
「岡山県連盟三宅さん」「代理出席です」
「広島県連盟高見さん・・・いらっしゃる予定ですね。高見さんいらっしゃってない?はい。」
「山口県連盟土屋さん」「はい」
「徳島県連盟椋本さん」「代理出席です」
「香川県連盟瀬戸口さん」「はい」
「愛媛県連盟石岡さん」「はい」
「高知県連盟毛利さん」「はい」
「福岡県連盟小林さん」「はい」
「佐賀県連盟鶴丸さん」「はい」
「長崎県連盟小川さん」「はい」
「熊本県連盟西本さん」「はい」
「大分県連盟乙咩さん」「はい」
「宮崎県連盟渡辺さん」「はい」
「鹿児島県連盟池田さん」「はい」
「沖縄県連盟安次嶺さん」「はい」
「はい、ありがとうございます。
ありがとうございました、続いて議長選出と言うことで。
定足数は議長決まった後に発表します。
じゃあ議長選出のほうよろしいですか?
えー議長選出ですが、参加正会員の中で自薦他薦される方おられるでしょうか?
・・・おりませんか?えーもしなければですね。
```

大分県の乙咩さんを推薦したいと思うんですが、

えー賛同いただければ拍手を持っていただきたいと思うんですがいかがでしょうか? 異論ありませんね?はい、じゃあすいません、大分県連の乙咩理事長を議長として推薦し ます。」

「えー大分県連の乙咩(おとめ)と申します。えーご指名いただきましたんでお受けしま すが、非常に責務の重い立場だなあと思っておりります。えー進行上ですね。私もあのー JHF 規約を、熟読してるわけでございませんので、進行上で規約から反する可能性があるか と思いますが、その時は理事並びに正会員の皆様からご指摘をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

それでは・・・進行させていただきます。まず・・・定足数の報告をお願いいたします。」

司会:「47正会員の内本日の出席が、39。委任状5通、トータル44。えー3分の2以上の 32人以上をクリアしておりますので、定足数に・・・を満たしています。」

議長:「はいありがとうございます。えーそれではこれで議事進行できると言うことで ございますので、つぎにですね、議事録作成人の氏名を・・・?」

司会:「はい、事務局の山田さんに・・・が行います。」

議長:「はい、それでは議事録署名人の方を」

司会:「えー、愛媛県。愛媛県の石岡理事長。それから岡山県の、代理人ですね、 関口さんですね。お願いしたいと思うんですがよろしいでしょうか? はい、じゃあお願いします。」

議長:「えーそれでは、議案にはいる前にですね。オブザーバーの方をご紹介をしておき たいのですが、オブザーバーとして、あのーJHF顧問弁護士のナカノ先生。 それから傍聴者、埼玉県のイチカワさん。それから静岡県のウエマツさんが、傍聴人です。 いちおうこれを認めます。」

\*ここから議案の審議に入ります。

議長:「 それでは審議に入りますが、まず1号議案。の方から順に説明をお願いします。」

進行:「はい、お手元の6月総会次第、これを見ていただいて、3ページ目、第1号議案 とあります。これはまあ、前回1度はかっておるんですが、準備、事務上の手違いにより、 もう1度ここで、上程させていただきます。

内容につきましては、前回説明しておりますし、この資料も早い内から皆さんに配布して あるので、目を通していただいておると思っております。えー定款の変更で、現行は『こ の法人は事務所を東京都に置く』と言うところを、明確に番地を入れると言うことで、変 更後は『この法人は事務所を東京都文京区春日 2-24-11 春日 Shima ビル 8 階に置く』と言うふうに変更するという上程です。えー審議のほうをよろしくお願いします。また、前回は、皆さんの賛同を多くいただいていることを、一応参考に述べさせていただきます。よろしくお願いします。」

議長:「えーこれについて何か質問、ございますでしょうか?」

「異議なし」

議長:「えーそれでは・・・拍手?・・・決?・・・えーそれでは決を採らせていただきます。お手元に、お札があると思いますが、緑が賛成。赤が反対。白が棄権ということでございます。それでは賛成という方は札をお上げください・・・」

?:「すいません、委任状の分をもらっていないのですが・・・」

議長:「あ、ごめんなさい申し訳ない。ちょっとじゃあお待ちください・・・ 委任者のところに、委任票を・・・。

えーそれではすいません。えーと、三重県のカードを福岡県の方にお回しいただきたいんですが・・・カード、有りません?・・・」

?:「・・・・・・・・」

?:「すいません、委任状お持ちですか?・・・」

議長:「えーっと、委任の札、それぞれ行きましたでしょうか? はい、それでは第1号議案について、賛成の方札を上げていただけますか?」

議長:「はいありがとうございます。反対という方、挙手をお願いいたします。」

議長:「えー只今説明しておった・・・、それでは棄権と言う方。

はい、賛成 43、反対 0、棄権 0、定足数が 44 で、議長が一人マイナスになりますので、43、全員賛成と言うことで・・・。

「はい、過半数ですので、22 ですね。22 が・・・え、46?・・・・???私がね・・・? 43 だから・・・。22 が・・・。」「はい、それでは 1 号議案、全員賛成と言うことで可決させていただきました。ありがとうございます。」

?:「過半数じゃなくて4分の3じゃないんですか?。定款変更なので・・」

議長:「あー、失礼しました。定款変更ですね。ありがとうございます。・・・それにしてもあの、全員賛成と言うことで可決させていただきます。ありがとうございました。次に2号議案についてお願いします。」

司会進行:「はい続いて第2号議案。4ページをお願いします。 参照してください。 えー、5ページ目から入りますが、えー。今日の審議に当たっては、第5号議案まで多岐 にわたりまして、えー、後半かなり時間を要すると思いますので、まずこの第2号議案、 かいつまんで報告させていただきます。まあ、みなさんこれを読んで、有る程度理解して いるんじゃないかなと思いますので、かいつまんで・・・。

思っております。

まず1として、まあ概要を述べさせていただきます。えーここでは4点、システムの構築というものを掲げました。これについては、事務所も新しいところに移って2年目という事で、えーまあ事務局運営だけではなくて、理事会、各委員会、専門部などがまあ、うまく回りだしているかなというふうに考えてます。

それから登録数の確保。えーこれはですね。えーわずかながらなんですけれど目標の3%ほどちょっと、到達できなかったと言うことで、今後の継続の課題かなと思います。それから安全対策については、初めての試みとして、教員の更新の研修会を開催して、多くの方から、あの一、賛同いただいてもう1回やってくれというふうに要望も出ております。しかし事故の方もですね。えー変わらず増減があり、変わらず各地で発生しています。この1ヶ月あまりでも、やっぱり出ておりますので、その辺は今後の大きなテーマかなと

えーそれから特記事項としては、技能証の申請数が、若干減少されております。その辺はこの連盟の収入の一部になってますんで、今後のテーマかなと思います。えー後、事項別に今年は報告しております。まあ会員数としてまあ、正会員は皆さんなんで、フライヤー会員。それが1万4千飛んで87名、それプラスJAAの登録数が8,483、えーこれを足しますと、2千2百・・・? えー2万2千500と言うことで、ちなみに、JAAからフライヤー・・・あJHFにフライヤー登録が移管されるときには、2万4千ぐらいでした。ですから若干ちょっと有効数が減っている、と言う感じです。えー後まあ、役員構成は省略します。えー会議等についても省略します。理事会・・・、理事会、委員会等も省略させて頂きます。えー7ページ目。事業の実施状況と言うところで、えーまああの委員会活動等は皆さんもだいぶわかると思うんですけれども、ちょっと1の一般への普及振興活動と言うことで、公共機関へJHFレポートを発送しております。これについてはご存じ無い方がいるんじゃないかと思います。えー、27機関に直送しております。

えーそれから、イ、これは県連の協力・・・というか、県連の方で、主体でやっていただきまして。厚生活動の補助事業と言うことに関して、4県、5事業やっていただきました。 えー1番目、秋田県が、a. 乳幼児施設の訪問。b. 港湾施設の清掃作業

- 2.福島県が、喧嘩一斉のエリア周辺の清掃活動。岡山県が、聾唖者のパラグライダー 体験講習会。
- 4.熊本県が、社会福祉団体主催イベントへのパネル展示。と言うことで、えー飛ぶだけではなくて、えーそれ以外の社会に対する事業も行ったと言うことです。

えー、2.3.・・・ 4.この辺は省略させていただきます。

えー、あと広報誌の発行とか講習会等の開催とか、JHF レポートでも報告してありますので、割愛させていただきます。えー以上かいつまんで報告させていただきました。 2000 年度の事業報告、第 2 号議案、審議いただきますようお願いいたします。」

議長:「はい、えー、只今の事務局・・・理事会の報告において何かご質問ございますで しょうか?」

「はい。座ったままで良いんでしょうか? えー、東京都連です。

私はあの4月の臨時総会で代理で出まして、今回が2度目です。したがってまだ、理事の皆さんとか正会員の皆さんとそれほど親しいわけではありませんので、本日の総会では、その分ダイレクトに辛口で申し上げさせていただきます。夕方の懇親会では親しくさせていただきます。

えー、まず質問が3つ有ります。あのー、本件の前文で、5ページですね。

公益法人らしい組織に一歩近づいたものと確信してると、言うように表現されておりますがこれはそれぞれ見る人によって主観で違ってくると思いますけれど、内容は非常にやっておられることもお寒いのではないかと感じております。それは徐々に本日明らかになってくると思いますが、まず質問です。

まず、理事会について、理事会を毎月おやりですが、地方の理事の方々、出席が大変だと 思います。理事の皆さんの出席率を公表していただきたいと思います。これは後ほどワー プロで配っていただいてもけっこうです。選挙の前までにお願いします。

次の質問。理事会の効率を上げるために、全理事が e-mail による意見の交換会をやっておられますか? e-mail をお持ちでない理事の方も公表していただきたいと思います。

理事会の回数は、旅費日当に大きく影響すると思うんですが、それを毎月1回する必要が有るのかどうかについても答えていただきたいと思います。

3番目の質問については、委員会についての質問です。

7つの委員会がありますが、これらの委員会から 2000 年度の活動報告は出ておりますか? 議事録はありますか?我々の目に触れたことがありませんがどこで見るのですか?JHF の ホームページで公開することを要請いたします。以上です。」

議長:「はい、ありがとうございます。ただいまの3つのご質問ですね。

『理事会の出席率』『理事会の効率を上げるための e-mail の活用はいかがか』と言う事と 3 番目が『委員会活動の議事録が有るか』と『それをホームページで公開する意志はあるか』と言うことですがそれについては・・・。」

理事側の発言:「えーまず理事会の出席数については、今手元に資料がないので即答しかねます。先ほどの質問のなかで、選挙までに報告してほしいと言うことでしたね。」

## 「そうです」(東京都)

「えっと、わかりました。事務局の方で事務局員のメンバーが居ますので出来る限りの事をトライしてみたいと思います。それから e-mail のことですが、これは 11 人の理事ならびに 2 人の監事が居て理事会をやるんですけれども、全員がメールを持っているわけではありません。 8 名・・・9 名ぐらいですか・・9 名ぐらいが持っていまして、オフィシャルでは無い部分でのメールのやりとりの理事会の準備などしています。

それから、毎月1回やる必要があるかと言うところなんですけれども、やはり、理事全員が集まって意見を交わしてやらなくてはいけないと言うところで、まあほとんどがやっぱり・・・我々としてもメール等でやりたいとは思って居るんですが、また文書理事会(???間き取りにくかったので正確さに欠けます)をと思って居るんですが、やはり集まってやらないといけないというものがほとんどです。ただし、8月はやらなかったです。ですからそういう面ではふだん、ただのんべんだらりと毎月1回やっていると言うことではなく、やらない月もあると言うことです。

それから委員会活動については JHF レポートで公表というか報告はしています。あと、JHF のホームページというのも各委員会でホームページの開催というか作っていまして。

その辺は委員会のホームページを作る事のテクニックがあると思うんですけど、その辺は 各員会に任せて出来る範囲で、また皆さんのボランティア精神と、その技術の出来る範囲 でやっていきたいというのが現状です。あと、なんでしたけ?それぐらいだったと思うん ですが、なにかもう一つありましたっけ?」 「議事録は?」(東京都連)

「委員会の議事録は・・・」

「委員会の、集まる課題の会議議事録です。」(東京都連)

「委員会につきましては、その時の議事録は、各委員会で保存していると理解しています。 事務局の方には提出されていません。また一部においては議事録内容がホームページの方 に掲載されていると言うふうな形になっています。またその会議にはいちおう理事会の中 で各委員会に担当をもうけまして、担当理事と言うことで、出来る限り必ずその会議に参 加するようにしております。で、その報告を理事会において担当理事が報告するというふ うなシステムになっております。」

「あの、委員会規定に議事録は理事会に速やかに提出するという規定があったはずです。 それを理事が知らないと言うのはヘンな話なんですけれども・・・」(熊本県)

議長:「今のご質問に対してはどうですか? あのーそれぞれ皆さん挙手をされて指名された場合には、お名前と所属を・・・。 今のは熊本県の西本さんですね。」

「ちょっと今の質問に追加で・・・」

議長:「今の西本さんの質問に追加ですか?」

「はい。神奈川県連の金高です、えーとですね、そちらの議事録のですね、確認は当然、 監事の方でされていると思うんですけれども、業務監査はされていないんでしょうか? 今、委員会の議事録だけおやりになっていますけれども、たしか理事会の議事録もそろっ ていないと思うんですけれどもいかがでしょうか?」

議長:「はい、ご質問はわかりましたので、お答えをお待ちください。 今の2つのご質問の答えを・・・」

理事:「えーすいません、まず一つ目の熊本県からの、あの一質問の、えー議事録に関して、確かに私のちょっと見解違いでした。

えーと、JHF 委員会設置規定のなかに、議事録第5条と言うことで、委員会における討議 内容及び、決定事項は議事録に残し委員会の開催後速やかに理事会に提出しなければなら ない。とういうふうに訂正します。

えー今、ま、記憶なんですが、すべてが出ていないと言うことではないと、あの、一部については出てると言うことで、ご報告だけいたします。

それと、監事の方については監事の方から・・・」

「監事の坂本です。えーっと、金高さんの方から有りましたんですけれども、えっと理事会からの議事録に関しましては、えー前回監査のときに議事録の方の監査をさしていただきました。ただし委員会よりの議事録に関しましては、監事の方でも、チェックはさしてもらっていません。それが事実です。理事会の方の議事録は監査差していただきました。」

議長:「えーと、今のお答えでは、会員の方々は、納得できないんじゃないかと思いますが、今後、今のことをふまえて理事会としては、どう対応するんでしょうか?」

理事:「そういう面では、あの-、充分、今の指摘された対応に、各委員会の議事録の提出それから、それも同じですかね、監査を徹底したいと思います。

また、あのそれを、まあ今日の第5号議案でどうなるかわかりませんが、もしメンバー代わるようなことが有れば、次のメンバーに課題として引き継いで行きたいと思います。」

議長:「と言うご回答でございますが今、ご質問のお3方の方はよろしいんでしょうか?」

神奈川県:「委員会を開催して、議事録も出ていないのに委員の日当も交通費も支払われ ているってことですよね。それって。

それもおかしいですね。ですから、今後はですね、委員会等の費用は必ず議事録提出が前 提条件として、すべてのモノがそろって、するべき事をしてからいろんな費用等の発生を させるべきだと思うのです。それを今後、今年度から厳守してほしいと要望いたします。」

議長:「はい、ただいまのご要望は、それで回答を・・・」

理事側:「はい、えーあの、きちんとやってまいります。」

議長:「まあ、出来ていないことを今更言ってもあれですから、今後のことでかえさせていただきたいと確認させていただきましたがいかがでしょうか?よろしいでしょうか? ほかには?」

「大阪府連の岩井ですけど、あのう今の件と結びついてきますので、あのう私ちょっと予算の時にお話しさせていただこうかなと思っていたんですけど、結局今のお話聞いてましたら議事録も取られてないと言う事なんで、と言うことはたぶん事業報告そのものも、キチッとその理事会に出されたのかどうかという・・・ちょっと私、各委員会の活動が不安になってきたんですけれども。その辺のところですね、実は予算でお聞きしたかったんですけれども、あの一勿論ある意味で追求と言う訳やなくってですね、

前向きにいるいろやっていただきたいと思いますんで、その予算のところでお聞きしたかったんですけど、今もうこの一緒に、あのあれした方がいいかなと思いましたのでちょっと質問させていただきます。

あの実は安全性委員会の、その事業報告がホームページの、まあ掲載されてますけどね。 その中でその、えー我々都道府県連盟とですね、えー登録スクールに、レッグベルトを配布したと、いうふうにもう事業報告なされてましてね、ところが我々の手元にはそれがいっさい来てませんし、正会員のもとにも来てません、スクールに聞いたところそういうのは来ていないと言うことですね。

で、その予算がじゃあどこにあるのかっていうのが、次の予算のところでお聞きしようかと思ったんですけど、今のお話聞いてたら、そういう事業報告もじゃあ理事会にキチッと出てないのかなと、ちょっと不安になって来たんで、その辺もちょっと合わせておたづねしたいんですけど。」

議長:「ちょっと待ってくださいね。今の質問はえー決算報告書の中にあがっていないと

言うことですか?」

大阪府連:「じゃなくてですね、あの委員会活動の事業報告ていうのは、まあある意味で

はあの各々の委員会に当然あるわけですよね。」

議長:「はい」

大阪府連:「ですから今の議事録は、理事会にも提出されてないと言うことは、その各々委員会の活動報告も、理事会には行ってないと言うことなんですかね。」

議長:「なるほど、わかりました。えーそこら辺で御答弁を」

「あの理事の朝日です。エーと、各委員会の議事録はそれぞれキチッと委員会で取っていただいていると思っています。で、必要に応じて理事会の中にもその委員会の議事録が配布されております。それから委員会の事業報告はキチッとされております。えー毎年あの、委員会のほうにお願いしていることは、事業報告を出していただくこと、それから事業計画を出していただくこと、それから予算書を作っていただくこと、これをキチッとやっていただいています。それに基づいて予算も組んでおりますし、その時に一緒に前年度の事業報告もしておいていただいております。各担当理事がおりまして、毎月のように理事会やっておりますけれども、各担当理事さんからはどういうふうに委員会が活動してきたかをそのつど報告しておいていただいております。ですから委員会がやられないで旅費だけ請求されてるってことは絶対ございませんので、あの一各委員会さんにはキチッとやっておいてもらっています。ただ、理事会の方でその議事録の提出をこちらの方から催促して100%こう保管しておるかというと、残念ながらそこが抜けておったと言うことで、これは理事会の方の責任で有ると思います。委員会の方はキチッとやっていると、いうことをほうこくさしていただきます。」

議長:「今ので、大阪の方のご返答になっているのですかね?」

大阪府連:「いや、なってません。それでちょっと、あの一、今のはあくまで経過って言いますか、それはよくわかるんですよ。だけどその一安全性委員会がホームページに記載されている、事業報告ていうのを拝見させていただいたら、結果論は我々の正会員なり登録されているスクールについて、そういうモノは何も行っていない。ところがそれを行いましたというふうにホームページに書かれている訳ですけど、ですからそういうのは理事会に報告されているのかどうかという内容を・・・、と言うのはつまりあの一わかりやすく言うと、行ったかどうかと言うチェックはされてないと言うことですね、そしたら、あの、朝日理事、そういうことですね。そういうことで、こういう計画書が出ましたよ、えーこう言うことをやりましたよと言うことで、予算を執行しているだけですよね。本当にやったかどうかいう、こりゃまあ別に変な意味じゃないんですけど、そこまでは見てないと言ういみですよね。」

朝日理事:「あのーそれは担当の理事さんが、まあそのー確認しておると言うことで、そこから報告が出れば、そうやられたと信じております。ちょっとその安全性委員会のレッグベルトの事についてちょっと私も良くわからないものですから・・・。」

「担当理事はどなたで、説明していただければ・・・」

「はい、えーとですね、えー若干その一安全性委員会、えーセーフティーワード(ク?) の件とこれの件でもちょっと理事会と、えー接触行き違い上下がありまして、そこに持ってきてですね、役員のほうが3月に変わらなかったものですから、ちょっとスタートにおいてつまずきがありまして、前後していると思います。で、いまお話の件はですね、こういう内容だというのを、若干かいつまんで委員長から説明します。」

「安全性委員会の城?です。エーあの、ホームページの記載につきましては、今このよう に申し上げるのは大変失礼なんですけれども、若干正確さを欠いております。えーと申し ますのは、すでに昨年度の予算の執行を伴いながら、えーレッグベルトではないんです。 正確にはレッグベルトの締め忘れを防止をするための、リボンのような物を、たくさんは ちゃんと作れませんので、えーまあ2本か3本くらいづつ、正会員もしくは登録スクール の方に配布をし、テイクオフに際してのレッグベルトの閉め忘れによる死亡事故が相次い でいる事への、えー警告を兼ねた、安全性の勧告を兼ねたアピールにしたいと言う主旨で 計画をしておりました。で、若干、試作の物をですね、現実に JHF 登録スクールに・・・ 実際には1校ですけれども、それに試作品として配っております。ですからその点では、 JHSC のホームページの記載は間違ってはおりません、只、これを全登録スクールに配布し たかと言う事になりますと、それはまだされておりません、その点で、えーその一ホーム ページの記載は若干正確さを欠いております。その点ご理解いただきたいと思います。そ して、えーこれからもやはりそれは、予算の方は執行されておりますので、また、セーフ ティリボンですね、それも制作は終わっておりますので、えー何らかの形で、またレッグ ベルト閉め忘れによる死亡事故が発生しておりますので、その防止のために配る準備はも うほぼ終わっております。あとは理事会の方に実施の詳細の承認を受けられて、えーそれ から、実施する予定でございます。ただ記載が若干正確さを欠いたことについては、ここ でお詫びいたしたいと思います。以上でございます。」

#### 「議長!」

議長:「はいどうぞ」

「大阪府です。これでちょっと時間を取られたくないんですけど、あの、確認ですけど、その一当然大阪府で問題になったのは、その一我々の所に来てないというのが、あの、実はたまたま今回の件で定例会開いたときに話が出たんですけれども、逆に我々心配しているのはですね。あの一それは、その委員会で考えておられてるシステムそのものはですね。それ、万が一なんかあったときに、じゃあ JHF が裁判沙汰になった時に賠償できるような、そのたとえば生産物賠償保険とかですね、えーどんなもんかわからないので、ちょっと言いようがないのですけど、あの、もしそれ付けたまま湖にはまってですね、逆にそれのために水死されりした場合、なんかあったときじゃあそれ、どうされるんですかね?安全性委員会は。だから大阪府連として言いたいのは、安全性委員会の目的をちょっと逸脱をしているんじゃないかと、要は安全性委員会がなんでそんな物をつくらなきゃいけないのか?これは本来プロに任すべきで、ぶっちゃけて言いますと、ハーネスメーカーが作られたらなら、我々はハーネスメーカーに裁判を起こせばいいだけなんですけど。JHF がそう言う物を作ってですね、配布されて、なんか有ったときにどうされるのか、その辺委員長の・・

・あの、ついでと言っては失礼なんですけど、考え方をちょっとお聞きしたいと思いますけど。そう言う物を作られてですね、安全性をどう考えておられるのか、ちょっとお願いします。」

議長:「えーその内容に入って行くとですね、今のこの総会でやる話ではないと思いますので、その内容については、もし時間が有ればこの5号議案の後・・・」

大阪府連:「わかりました。はい。撤回します。あの一、じゃあそれはまた、次回書類でも何でもけっこうです。あの一撤回します。」

議長:「はい、ありがとうございます。えーほかに何かございますか?」

「はい、熊本県連西本ですけれども、まずですね。えーと組織の会員数。[事項別状況]でフライヤー会員が、10,487 名というこう言う数字ですね、(\*注:14,087 の読み間違いです)で有るんですけれど、7ページのフライヤー登録の実施の所に、13,445 人になって居るんですけれど、この数字の違いを教えて欲しいんですけれど。」

理事側:「えーと、すいません、これにつきましては、えー実はえー事務局の方で小林副会長がデータを取りまとめまして、7ページの13000の数字は、最初に集計したときの数字なんですね。で、その後に、あの決算報告のための集計を行っているうちに、最新の情報として、この14000の方の数字が浮き上がってきました。で、ここに載せてあります。ですから7ページの13000を14000の方に修正してもらえればと思います。その理由につきましては計算上の問題で、えー本人今日、病欠してますので、もし内容までと言うことで有れば、後日報告させたいと思います。」

議長:「よろしいでしょうかね? ほかにございませんでしたら、そろそろこの2号議案について、採決を取りたいと思いますがよろしいでしょうか? はい、それでは第2号議案 2000 年度事業報告の承認について、ご承認という方は緑の札を挙手お願いします。 はいありがとうございます。それでは否決と言う方は赤の札をお願いいたします。 それでは棄権という方は白の札をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。それでは 43 全員の賛成をいただきましたので可決されましたありがとうございました。

続きまして第3号議案、2000年度決算報告書の承認。」

「はい、あの一朝日です。えーと、2000 年度の決算報告でございますが、それに先立ちまして、えー別渡しであの 1999 年度の収支決算関連が資料、行っておると思いますが、えーまずこちらの方から訂正してお詫び申し上げなければならないことがあります。えーそれは、えー昨年度の決算の時に東京都連の方からご指摘いただいたんですが、ちょっとこちらの方で良く内容を理解できずに、えー終わってしまってですね、そのまま出してしまいました。それは何かと申しますと、事務所が新橋の大村ビルから、えー現在の春日ビルに移転いたしました。で、これは家賃が高いということで安くしようと言うことの目的でございまして、えーその結果、保証金がですね返還なっております。えーその返還になりました金額がですね、えー約 300 万ぐらい有るわけですけれども。その金額をですね。会計上収入に入れないで、保証金が現金として戻ってきましたので、そのまんま現金、預金の

方に入れておったと、いうことで、えー後日えー法人の会計の処理上それは不適切であると言うことで、収入に入れて通さなきゃならないということで、ご指摘をいただきまして、えーそれで、そうしますと 1999 年度のですね決算の中で、保証金が戻ってきた分がですね、あの一収入に入れなければならないと言うことになるわけでございます。えーそれで、エーそれにつきましては、えーと、えー資料のですね、えーこの別渡しの資料の方を見てください。この 11 ページ目を見ていただきたいと思います。11 ページ目の所の、4番の所です。えー事務所の保証金は次の通りであるというふうに書いております。えー前期末と言うますというのはこれは大村ビルの時の保証金でございます。544万2千円。これがえー当期343万6千503円、これが戻ってきまして、えー最終的に新たなる、その春日ビルの方の保証金として200万とびとび5千497円と言うことで、現在200万・・・約200万円の保証金

を積んでおります。ですからこの 343 万 6 千 503 円がですね、戻ってきたものでございます。 99 年の決算としては、このお金は預金・・・えー現金・預金の中に入れておりまして、財産目録は変わらないんですが、えーそのまま入れておったと、それでこれを収入に入れなければならないと言うことですので、それはですね 3 ページ目を戻ってください。 3 ページ目の下の方、えー網掛けしておりますけれども、保証金返還収入と言うことで 343 万 6 千 503 円、えーこれが収入として計上しなければなりませんでした。それで訂正と言うことで収入として入れさしていただきたいと。でその結果次の 4 ページ目に、支出の方にですね、その分がですね、えー当期収支の差益収ですね、それがその 300 万、約 300 万相当が増えますので、えーそれを増やして 482 万 8 千 690 円ということで、支出って言いますか、あの一翌年に繰り越す分が増えたと言うことになります。

えーそれを受けまして、5ページ目をめくっていください。えーこれは訂正します、ごめんなさい。5ページめじゃなくって9ページ目です。9ページ目の正味財産の増減の計算書のところでですね、えー網掛けしてる部分が変わって来まして、えー当期の収入差額が482万8千690円にかえております。ただ、あの一最終的なその正味の財産というのは変わっておりませんので、正味財産は、3億・・・?んー、3千590万飛び6千522円と、あ、552円と言うことでこれは変わっておりませんが、えー増減の計算書の所、変わっております。えーそれから次のページ10ページ目、えー貸借対照表これは変わりません。これは変わりません。11ページ目は先ほど説明いたしましたところと5番目の時の次期繰り越しの収益の差益は、えー、343万6千503円増えております。で、482万8千690円と言うことで

す。で、次の 12 ページ目の財産目録、これは変わっておりません。えーと言うことで、 えー、1999 年度のですね。えー、その保証金が返還になった分ですね、あのー、経理上の 処理に誤りがありましたので、まず、ここを訂正させていただたいと思います。で、それ を受けまして 2000 年度の決算と言うことになります。それは、あの、えーと大きいこちら の方の資料、総会次第の方の資料で説明いたしたいと思います。

えーこちらの方の、えー9ページ目をご覧ください。えーこれがあのーそれをうけた、あの一結果の、あの、あらかじめ、あの各会員さんにお配りしました収支決算案から変わったところは、えーその網掛けをした部分でございますけれども、えー前・・・、いちばん、9ページの一番下ですね。前期、えー繰り越し収入というのは、当初は 139 万 2 千 187 円でし

たけれども、今言った 343 万 6 千 503 円が増えますので、えー繰り入れ収入が予算よりその分増えておりまして、482 万 8 千 690 円と言うことになりまして、それが変わったと言うことでございます。えーそれから次のページを見てください。その件につきましては、えー今までが、えー保証金として預けておった物が、また現金となってきた訳ですけれども、

今その分につきましてはですね、あの一将来のために備えると言う意味で、過去に置いて、あの一一時非常に収入が有ったときですね。蓄えておったものが、その後あの一技能証申請がどんどん減ってきまして、まそれを取り崩したという経緯もありましたので、ま、将来のために備えると言うことで、えーその分ですね。10ページ目の下の方に、特定預金の支出の、えー網掛けをしてあるところ、特定・・、えー基金、特定預金と言うことで、343万6千503円。この分は、あの一将来のために備えるという意味で、えーこちらの方に支出をさせていただきました。

えーと、それから、えーもう1度 9ページ目にお戻りください。2000 年度の収入の結果がどうであったかと言うことを、この収入全体でわかると思います。えー、と、全部はちょっと説明には時間がかかりますので、えー主だったところだけお話しさせていただきたいと思います。

えーと、事業収入のところで技能証申請料収入が、えー2000年度も残念ながら、収入が減 少しております。ま、当初の予算から比べますと、343万円ほど減少しております。えー これは、まああの一皆さんよく分析されているかと思いますけれども、新たなるその一登 録者といいますか、新たなる入門者が少ないと言うことがここからもわかるのではないか なというふうに思います。えーそう言うことで収入の事業収入の、過去の一番、主たる収 入でございましたけれどもその分は、やはりこう減っておると、えー変わりましてまあフ ライヤー会員の、えー収入がこう新たに出てきてくれます。2000年度1月からはじめまし たけれども、えーまそれはほぼ、だいたいまず、えー近い線が?(聞き取り不明)いっ ておるわけですけれども、えー傾向といたしましては3年登録の会員の方が多くなってき ているという風に思われます。えーそう言うことで、今年度の収入と言いますのは、ま、 当初の予算に比べますと、えー先ほど言いました繰越金の分が300万増えましたけれども、 えー全般的に見ますと事業収入が減ったという事が問題であると、言うことでございます。 え一次のページを見てください。支出の方でございますけれども、えーこちらの方で特に 目立つところはと言いますと、管理費の中の人件費がですね、昨年度の予算の時に、1千 4百万円と言うことで事務局の方を評価しようと言うことで認めていただきました、増額 していただきましたけれども、えーそれがあの、447万1千 333 円と言う、えーまあ残りが ございます。ま、これにつきましては、途中で、あの、専従の事務局長が退職されたと言 うことも有り、ま、その後ご存知のように添石さんと言う方をお願いしまして現在やって もらっておりますけれども、えーちょっと途中で、あのそうふうなことがございまして、 ま、これにつきましては、先程来、えー、も、理事会の体制につきまして非常にまああの、 不十分な点が有りますけれども、えーこの体制を整えてですね、きちっとこう次年度から はやるようにこうして行きたいと考えております。

えーそれから、次の事業費関係は、あの一特に技能証認定事業ですね。あのカード発行とか、えーそれと同時にフライヤー会員の管理等も一緒になってきました。ま、この点はおかげさまで内部的にも、あの一ま、あの、作業の事務の機械化も進みまして、かなりま、あの一合理化されてきてるとゆうふうに評価しております。えー、技能証認定事業の方の費用の合計?を見ます。会員の発行につきましては今年度が初めてでありまして、ちょっと予算と実績には差が出てしまいましたけれども。ま、おおむね、こう合理的にやられてきてるというふうに考えております。えーそれから都道府県連盟の事業費として、えー当初まあ944万6千400円でしたけれども、それをまあ、861万7千900円になりましたけれども、

まあこれは登録人数との関係から見まして、当初の目論見より若干数は少なくなっております。ただ収入が増えておりますのは3年会員が増えておるというのでございますので、 えーま、若干前倒しにはなっております。 えーそれから、えーとですね。後、先ほども出ましたけれども各委員会の会議費につきましてはそれぞれ少しずつ、あの一節減になっております。ま、これはあの一委員会の開催数はきちっと開催されていますけれども、毎回 100%の出席率という事でも無いと思います

ので。その辺で少しマイナスが出てるのかな?というふうに判断しております。委員会関係のその会議費は予算よりは少しずつ出ておると言うことでございます。えーそれから広報出版関係のなかで、あのーJHF レポート関係、2000 年からですね、一人ひとりの会員に発行するようになりまして、えーその結果約 800 万程の費用がかかっております。ま、当初は 600 万程しか見てなかったんですが、200 万程かかり増ししてるんですが、これにつきましては、当初の見積もりが非常に落ちている点が有ったと言うことで、ここの所はお詫びをしなければならない事と思っております。まあ初回だったということで、

なんとかお許しをいただきまして、来年度はキチッとした、こうあの、予算組となっております。それがまあ、前回の総会の時にご説明したことでございますけれども。そう言うことでございます。それから白書の発行が、残念ながら今年度出来ませんでしたので、その分残っております。でもこれは必要なものですので、2001 年度には

末日絞ろうと言うことで、途中まできていましたけれども、執行したいというふうに考えておるところでございます。

えーそれから、予備費の支出はございません。

えーそれから、特定預金支出のところで、あの一先ほど言った基金、特定預金は、補償金の戻りだと言うことで、すけれども、それ以外で、運営基金、積立金とい言いますのは、毎回説明しますけれども、3年の会員になられてくださった方、1万円の会費払っておりますけれども、その方の当年度を除いた残り2年分のものにつきましては、こちらの方に積み立てまして、次の年に・・・3分の・・・うー・・・?

3分の1を当年度使いまして、3分の2が翌年度、翌々年度と言うふうにこう出して行くわけなんで、その分がここに積まれております。えーそれから、ま、それが概略でございます。えーそれから、上の方に、一般会計の方に戻りまして、顧問料が30万円の予算でございましたけれども、えー2000年度は発生しておりません。まあ、これ顧問契約は結んでおりすけれども、2001年度にこう発生する予定になっております。

2000年度の発生はございませんけれども、2001年度のところで発生することになっておりますので、ま、顧問料はいずれ発生すると言うことでございます。えーそう言うことで収支の方はここに書いてありますように、次期に繰り越す分は、300万円と、約・・・、あ、正確に3百飛び78,920円という事でございます。

えー次のページ 11 ページですね。ここからあのー、財産の増減の計算書になっております。 えー右下のところに正味財産が、えー前年度末が 31,211,373 円が、当年度増加いたしま して、67,117,925 円あると言うことでございます。

これは特に、あの、先ほど言いましたように、3年度のその先・・・。先の分をもらっていると言うことでございますので、まあ、初めてその2000年度からですね。フライヤー会員の登録が始まってきていますので、増えていると言う経緯でございます。

えーそれから 12 ページに、その貸借対照表もございまして、資産のほう、リード資産と固定資産。えーそれからまあ負債と言うことがございます。負債はおもに、末・・・年度末の請求に対する支払いが立ってない分が未払い金として、そう言う負債がございます。それはまあ、今年度に入りまして、順次支払がされております。

13ページ目に行きますと、まあ、2番目にえーあの一。社団法人のですね。基本財産2000万円の定期預金はしっかり定期預金として保存されておるという事がわかると思います。

あとまあ、あの一将来のための積み立てという形で基金、特定預金が 3,436,503 円と、それから、世界選手権の引当金として、300 万、302 万ですね。ございます。えーそれから、あの運営基金の積立金として 27,456,587 円と言うことで、これは先もらいしている分だというふうに考えていただきたいと思います。えーと、それからですね。ま、あの一、次のページを見ていただければ・・・。

あの、財産のですね目録、どこのどれだけのお金とか現金とか・・・・」

-----

\*テープ交換のため録音中断 数秒間記録欠落。 6月総会 議事要録(2)

-----

「・・・計算として、積立金が、えーこういう風になりますと言うことでございす。 えー、以上、あのー、かいつまんでのご説明でございましたけれども、私からの・・・あっ、失礼いたしました。さくら銀行は名前変わりまして、三井住友銀行になっております。ここ変わってないでしたってけ?・・・あっ、そうですね。こりゃあすいませんここさくら銀行訂正させてください。支店名は変わっておりませんけれども、えー三井住友銀行というふうに合併したそうですので、これあとで・・、これ訂正してください。申し訳ございません。はい、一応説明は以上でございます。」

議長:「これに続いて監査報告をお願い、いたします。」

「はい、監査の坂本です。えっと、15ページの方に監査報告書として、提出させていただきました。えっと、読んでいただいたらわかりますように、これ5月23日。5月24日。理事会前に宮川監事と・・・で、事務局の方で、書類等、それから議事録等、監査さしていただきました。記入されているように以上のことですので・・・えーと、監査の方法の概要は、今言いましたように5月の23日に、監事2名で行いました。 監査の結果に関しましては、

- 1.この法人の会計及びその結果は、相当であると認めます。
- 2.財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指導すべき事項はありません。

貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事項に照らし指導すべき事項はありません。 収支決算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示しているものと認めます。 付属明細書(正味財産増減計画書を含む)等は、記載事項を正しく示しており、指導すべ き事項は認められません。

理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。と言うことで、報告させていただきます。」

議長:「えー、只今の3号議案につきまして、ご質問ありますでしょうか?・・・えーと 千葉県のかた」

「千葉県連の小林です。広報出版費の中の JHF 規定集発行事業費というのがあります。40万円。この JHF の規定集というのは具体的にどういうものでしょうか?教えていただきたいのですけれども?」

「はい、えー今の質問にお答えいたします。こういう制度総覧。を去年作っていまして、 正会員の方に配布しております。これです。」

「えーと、今回定款とか規約とか規則とか見る機会多くて、いろいろ捜したんですけれども、それちょっとうち見あたらなくって。」

「えーとそれは千葉県の事務局で・・・。」

「事務局私なんですけれども無いんです・・・」

「千葉県連のなかでちょっともう一度。」

「はい、すいません」

議長:「はい、東京都」

「東京都の日垣です。あの一、今、朝日さんも説明された・・・につきましては。朝日さん自ら述べられたように、昨年東京都連が昨年、99年度の決算の時にその誤りを指摘しておりました。それが実は何の手当もされずに、えー、今回送付された決算書としてきました。で、私たち理事会を開きまして、それを引きずったままの 2000年の決算はですね。無理矢理作った事であって、全くのでたらめであると言うことを再度指摘させていただきました。えー、今回は東京都連の監事である、ツシマ公認会計士に精査していただきましたので、指摘することが出来たわけです。非常に重要な会計について、正確に出来ない担当理事、および担当監事。

これは責任問題と、私は考えております。特にこれを見逃してきた、監事と理事長は責任が大きいと思っております。で、事を荒立てる必要は・・・、私はあまり好ましくないですが、今日、幸いに朝日理事から修正案がでました。で、私が預かってきたツシマ公認会計士の指摘がすべて、訂正されています。で、一応それは、従って私の気持ちとしては音便に済ませたいと思っております。ただ、先ほど監事が監査報告をされた時に、監査の日程をみずからお話になったのが、5月23日にチェックされた、15ペーじでもって、本6月15日付の監査報告をなさっております。それはたぶん、早まったものをご承認されたと言うことになると思いますが、監事さんいかがでしょうか?

それと、質問はまだ続きますが、修正案がでましたから、再上呈せずに本修正案で承認されるという事をはかられる事となると思いますが、例の宮川監事が選挙のことでご指摘されました、14 日以前に送達されていない、今日の予算書が有効な決議となるのかどうか?その辺の見解もお聞かせいただきたいと思います。えー、もう一つあります。小さいことですが、先ほど大阪府連がご指摘されたように、私は本件は予算のことでやるべきだと思って。その時は追求しませんでしたが、安全性委員会の日当旅費が、他の委員会に・・・、日当旅費の 10 万 20 万に比較して、100 万円と非常に多いんです。まあ、遠くから来ているからかと言うことだけで片づけられないことですね。事業費が 30 万円程度で、旅費を 100 万円使ってまで、いったい何をなさるんでしょうか?事故調査に 30 万円使っておられますけれども、事故調査報告書はどこに出されて我々見るチャンスがあるんでしょうか?以上です。」

「えーあの、先ほど、まあ、あの、今あの、東京都連の方からご指摘いただきました。えー収支決算のですね。大きな間違いというのは、たしかに東京都連の理事さんであります、ツシマさんの方のご指摘から、あの一わかった訳でございまして。えー、私の知識の不足と言うことで、えー、こいうふうな間違いになったこと言うことはお詫びさしていただきたいと思います。えーそれで、まあ、あの一、実は過去において、この会計の、えーやり方につきましては一番最初に、あの、アサヒ会計監査法人のツシマさんの方にお願いしまして、その基礎になる形を作りまして、ま、その・・・私の方で単独でやりたいと、勉強させていただきましたので。それにあわせてやってきましたけれども。2000 年度から入りました、こういろいろな新しい事業において、ちょっと今までと変わったものがありまして、えー、まあ、素人みたいな私がやったことでちょっと間違いがあったと言うことでございます。

それで、そのことにつきましては、あのー、確かに監査、やった以降に発覚いたしまして、 そのことにつきましてはあの、監事さんの方ともよく連絡を取りまして、ご指摘をいただ きまして。えー、と言うことでいろいろやりとりをしまして、

またあの、ツシマさんからはわざわざ丁寧に、最終的には、あの、郵便までいただきまして、あの、メールじゃなく郵便までいただきまして。こうですよというふうに言われまして、その指導の元に訂正をいたしまして、まあ、監事さんの方にも充分ご説明させていただきました。で、だんだん会計規模も大きくなってきましたので、やはり正式に、その、えーまだ\*\*\*?(依頼先?)は決めてませんけども、あのー、会計監査の公認会計士等の所に、新しい年からはお願いしようと言うことで、今回を反省しまして、キチッとした形を取りたいと思っておるところでございます。

えーそれからもう一つ、えー、私の答えれるところで、安全性委員会のあのー、えーと、会議の、費用が多いと、言うことで、確かに予算組等についても多いんですけれども、ま人数と、あのーそれぞれのメンバーの交通費を考えますと、どうしてもこうなってしまうと言うことでございまして。ま、確かに費用対効果の問題もあるかもしれませんが、まずどのようにするかと言うところから話を進めていかなければならないかな、と言うことで、このくらいの人数と交通費は間違いなくかかったと言うことを私の方からご報告いたします。」

「はい、あの一監事の宮川です。ちょっと監事、勉強不足で大変ご迷惑をおかけしております。公益法人会計は、ちょっと特色がありまして、あの一一般法人の負債の基礎に当たる部分を、正味財産という・・・?(算入?)方法で処理しておると言うことに、こないだツシマさんの電話連絡で気づきまして、大変勉強に・・・ええ・・・勉強になりましたと言って喜んでいる場合でいるとは・・・・・(?)それであの一、監査報告につきましては、私ども、その時といたしましては、不正があったと認識しておりませんでしたもので。えー、報告書につきましては、また後日訂正と言うことで、よろしくお願いしたいと伺っております。えーそれから、14日以前に通知していない議案については、議案となら無いというご質問でしたね。14日前に通知しなければいけないと書いてありますのは議案についてです。従いまして 2000 年度の収支決算について審議は可能と考えております。で、事前に送付しました内部資料につきましてはそれを修正の上、可決と言うことになったと思いますが・・・」

「えーそれと、安全性委員会の事故調査の報告ですが、えー、これは以前から、えー、理事会に、委員会で会議やって理事会の方重ねて、えーJHF レポートにも載ってますし、近年ではホームページにも載ってます。また、それを通じて一般に売られている専門誌ですか。等にも載っていますので、基本的には皆さんに告知されていると、いうふうに思って良いんではないでしょうか。以上です。」

議長:「はい、香川県」

香川県連:「えーと、決算の中身なんですが、えーっと、ちょっとこちらの方で過去にさかのぼってちょっと調べてみたんですけれども、あの、訴訟関連の費用なんですが、その分について過去一つの項目としてあがっていない。この面についてとりあえず 1996 年度から 98 年度までは、顧問料、それから・・・、ゆうこうもくと、それから雑費と言う所に入っている。で、この雑費の中もですね。そのまま流れて、あまり説明がないと、これ中身がわからない問題なんですけれども。ちょっとこちらの方で調べた段階で、訴訟がですね、有ったのではないかと言うことなんですが。ま、過去の件については、ま、一応こういった雑費という事で計上されていると言うことは、有ったのだと言うことになりますね。それから、現在、訴訟がですね、進行しているものも、外野に聞いているんですが、この・・・についての決算、2000 年度は裁判は無かったんでしょうか?」

議長:「えーっと、これは、えーと、実に・・・充分、質問内容を承知してるんですか? これを、今ここで、その、予算・・・、決算審議の中でするか?それとも後でするかと言う問題がでて来ると思うんですが、えー、やはりそれがないと決算としてはまずいと言う考え方でございましょうか?」

香川県連:「決算としてはですね。あの一、一応 2000 年度に裁判が無かったんであれば、支出が無くてそりゃ当たり前なんですよ。ですが、進行中の裁判が有ると言うことになれば、必ず何からかの支出が有るはずなんですよ。それが載ってないと言うことはおかしい・・・」

議長:「わかりました、そこら辺の報告は、じゃあ・・・」

「えーと、裁判関連の、あのー、支出と言う事でございますけれども、えー、現在、あの、 進行中のものは有りますけれども、支出につきましては、このような形になっております。

えー・・・。今期、JHF は、あの、顧問弁護士の契約を結んでおります。で一、契約を結んでおりまして、顧問弁護士さんをお願いしておりますけれども、その、顧問弁護士さんが、その顧問の費用の中でお願いすると言うふうな事で進んでおります。

ま、新たにこれから発生するかどうか、ま、あの、過去の請求がでるかどうかわかりませんが、今のところはそれによる特別な裁判として、と言うよりも、ま、顧問の中でお願いすると言うことになっております。ですから、あの一、下期からお願いしてますけれども、ま、あの一、え一、今年度中には顧問料は発生する見通しにはなっておりますけれども、あの一、2000年度の中ではまだ発生しておりません。えー、顧問費というふうな所から、まあ、いろいろやっていただいていることだと承知しております。」

香川県連:「そのなかでね、顧問料ってどれぐらいの金額でね、1年間やっているんです

か?ちょっとした出張すると 10 万単位の金かかってるわけですよ。それがその中でやられるんですか?ま、このあたりの問題は、まあ後でじっくりとやらせてもらいますんで、ここは、そう言った事で、じゃそう言った形で 2000 年度については、一応、執行されていないけれど 2001 年度には執行されると言うことですね。それからじゃ後ほど、まあこの内容についてはちょっと詳しく聞きたいんで、けっこうです。」

議長:「えー、先ほどの東京都連の、ご質問の件は、はそれで良ろしかったでしょうか? 納得いただけたんでしょうか?・・・はい、わかりました。ありがとうございます。他に 何かご質問ございますか?」

「はい、徳島県連です。はい、すいません。11 ページに、貯蔵品の増加が 3,638,000 円ぐらい有りますけど、この内容をちょっと知りたいんですけど。 あのー、これまでの貯蔵品は 100 万、150 万ぐらいだったのが、一挙に 2 倍にも増えてますけど何が増えたんでしょうか?」

「あの、ハングの教本が印刷されたことと、パラグライダーの教本が増刷されたことで ストックが増えております。」

「あの一、それと、前払い金が100万円有りますね。この内容も知らせてください。」

「すいません、資料が手元になくて即答できません。不確かな記憶ですけれども、世界選手権か日本選手権の分の前払いと言うことで、2001年度に発生すべきものですけれども、もう準備がかかっていると言うことで、払っております。詳しくは後で調べて、あの、必要ならばお送りします。

あの一、ハングの日選だと言うことで。声があがりましたけれども、そうかもしれません。 ちょっと正確にはわかりませんが、前に払っていると言うことでございます。」

議長:「えーと、それは後ほど正確なものを皆さんにお教えいただけますか?お手数ですが、 ま、これの、たぶん最終的なものを、それでよろしいでしょうか?はい、神奈川県。」

神奈川県連:「えー、だいぶ濃い話がでたんで、ちょっとさらっとした話をですね。一番金額の大きいところの確認だけをしたいんですが、フライヤー会員会費が今年度以降一番大きな比重を占めると思うんですけれども。これが8000万円ありまして、ご存じのようにこれ3年登録が多いということで、正確に1年分、3年分、それから残りの2年分の日延べを計算しないと、間違えて残りの2年分を食いつぶしちゃうと言うことになると思うので、それの金額が運営基金、積立金と言うことで考え方よろしいんですね。

で、これの計算式ですけれども、正しくは、えーこの、約8000万円から、保険会費発行費用2600万円をひいた、5400万円掛けるですね、3年分の比率のパーセンテージを掛けて、なおかつそれの3分の2が、運営基金、積立金にならないと行けないはずなんですけれども、だいたいさきほど暗算したところ、合っているようなのですが、そういうきちんとした計算によってこれが求められてですね。毎年そう言う形で、きちんと積み立て、計算されて行くものなのか確認いたします。」

「はい、そのとうりです。あの一、えーとですね。ただ、あのカード発行手数料を引いてますけども、これは1件いくらという、ある定額で、まあこれくらいだろうと言う数字を

引いて、残りの、ものを積み立てていってると言うことで、ま、同じ計算式でやるように しております。間違いなく、先食いしないようにしています。よろしいでしょうか?」

議長:「ちょっと時間が押してきたんですが、後半の方に残したいんですが、他にご質問がなければ・・・はい、埼玉県」

「埼玉県の立澤といいます。えーと、一つだけあの、執行部の方にお願いがあるんですけれども。今まで聞いておりますと、他の県連の方、非常によく勉強しております。えー、今回埼玉県いろいろありましてこれを見て協議する時間がありませんでした。はっきり言いまして。執行部にお願いなんですけれども、この書類をですね。来年度からは、14日前とかうんぬんじゃなくてですね、もうちょっと早めに、県連の方に出していただいて、じゅうぶん、あの、見る時間、勉強する時間をください。そうしませんと、えー今回、私、これは棄権に回るしか有りません。というのは、時間を・・・あの県連でですね。これを承認するのかどうかという議論を、全くなされていない状態で、私、ここに来てしまいましたのでそう言うことの無いようにお願いしたいと言うことです。」

議長:「はい、ご要望と言うことですね。現実的にタイムスケジュール的には、それは可能なんでしょうか?」

「まあーあのー、どこまでが早いと、どこまでが遅いというのは個人差があると思うんで すけども、極力、1日でも早く、発送したいと思います。」

議長:「えーと、そろそろ審議に入りたいと思いますが、それでよろしいでしょぅか? えーと、それでは、3号議案、決算報告の承認について、

賛成の方は緑の札を挙手お願いいたします。はい、ありがとうございます。

それでは、反対の方、赤の札を挙手お願いいたします。

それでは棄権の方白の札を挙手お願いいたます。

はい、ありがとうございました。それでは、賛成42、反対0、棄権1,と言うことで可決されました。えー次ぎに、4号議案の方に入りたいと思います。2001年度補正予算案の決定について・・・」

「えーそれでは 2001 年度の予算につきまして、えー補正という形で提案させていただきます。変わったところは、17 ページを見て下さい。どこが補正になったかと言いますと、まず、大きいところであの、決算の結果、繰り越し収入が出来ましたので、その分、収入に、当初の予算に無い、プラスとして、3,078,920 円と、この分を収入に計上させてもらっています。それから、航空協会から、あの一、40 万の、あの一、助成金が出ると、言うことがわかりまして、当初まあ航空協会からもらっとったやつが無くなるだろうと言うふうなことで、見ておりませんでしたが、40 万、出してくれると言うことで、えー、2000 年度には 1999 年度も合わせて 80 万円。2 年分入っておりましたので、毎年 40 万円、期待できるかと言うことで、40 万円の収入を入れさせてもらいました。それが収入の部の変わったところでございます。次ぎの 18 ページ、見てください。ここで補正として、変えさせてもらいましたのは、あの、網掛けしております。

臨時総会、4月に1回、開催れましたので、その分150万円をプラスさせまして、30万円から150万円プラス180万円、と言うことで、臨時総会の費用として増やさしてもらいました。後、残り予備費と言うことで、全部予備費に入れると言うことで、当初、ま、予備費

は20万ぐらいしかなかったんですが、そう言うことで、繰り越しもありましたんで、えー、臨時総会の分をひきましても、3,513,708円と言うことで、予備費を増やさしてもらっております。ま、これについて、何か、ま、あのー、えー、いろいろ何か、予期せぬ事が有った場合には、こちらの方からということで、予備費を確保することが出来た、と言うことでございます。以上、まあ、あのー、3月に予算が承認されましたけれども、補正と言うことで、以上の点を変更と言うことで予算の方をよろしくお願いしたいと思います。以上です。」

議長:「はい、ただいまの議案に対して、何かご質問はありますでしょうか?」

「東京都の日垣です。えー、総会の開催事業費、150万円の補正が計上されれておりますが、これはすでに4月に臨時総会が開催されたことによって、予算計上されておると思いますが、残り30万円で、後2回の総会が、あの出来るのでしょうか?それともその他に総会費を潜り込ましてあるのでしょうか?よろしくお願いします。」

「はい、えー、そこの事につきましては、前回、3月にあの、ご説明させていただきましたけれども、あのー、都道府県連盟事業費、11,974,000円、えー、このところから、交通費を、備考に書いてありますけど、総会の交通費はこちらの方でご負担いただきたいと、言うことで、あの、いろいろ議論はあったわけですけれどこちらの方にお願いしたいと、ですから、それ以外の、交通費以外の会場費とかそう言うのは取ってあるわけですけれど、ただまあ、臨時と言うのまで、そこまで皆さんにご負担いただくとなれば、とても大変ですので、それは全体の費用から、出すと、言うことで、臨時総会分だけを計上させてもらったわけです。」

議長:「よろしいでしょうか?・・・えーと、香川県」

香川県連:「えーと、補正事業に関してですね、1件、事業として加えていただきたいと言うことをお願いします。これは5月24日の理事会に、香川県連から、訴訟に関する特別委員会の設置案と言うことで上程しました。

その中で返事がですね。えー、JHF1-0565、これは各県連正会員の方にもお配りしてますので、たぶんお手元にあるかと思いますけれども、ということで審議決定終わりました。その内容について賛成7、反対0、棄権0、と言うことで、その中で、ちょっとこの理事会の運営自体が、ちょっと定款上、民法に関わりまして、ちょっとまずいんじゃないかと疑義が生じましたので、その後、意見書なり・・・、意見書。それから最上程の要望書といたしましたけども、それに関しての返事がいっさいございません。でー、回答をこちらの方から期日指定でしたんですけれども、それについては事務局の方から、理事が集まらないから理事会が開けない、よって理事会宛のものであるから、回答ができないと言われました。これについてですね、訴訟に絡む案ですので、その中に、特別利害関係人がいた場合、それについては、議事に参加出来ないことになっていますが、それについて監事の宮川さんの方からちょっと一言、何かいただけますか?それが良いのか、あの、参加して審議して評決に加われるのか加われないのか?」

「はい、監事の宮川です。一般的には、その一、議事の内容と個人の利害が、利害関係が 相反する場合には、

えー、その審議に参加出来ないのが通例ですけれども、当連盟の定款には、えー、ってな

いのです。残念ながら。他の、こういった法人には必ずうたって有って、その場合には理事は退席すると言うふうになっておるのが通例です。で、通例がそうですので、通例を適用することも、まあ、理事会で出来たんではないかというふうには考えています。」

議長:「えーっと、はい、じゃ香川県」

香川県連:「続けますけれども、それでですね。これ、ちょっとあのー、調べたところ非常にもう日が迫って来ております。ですから、これについて、まず第1にはですね、これで問題になるのは、まず正会員が、この裁判があると言う・・・。裁判の存在ってのをご存じかどうか?・・・」

議長:「えーとですね、そこの部分になるとですね。予算審・・・補正予算の話の部分でなくて・・・5号議案の後でと言うことでいかがでしょうか?」

香川県連:「これ、あの一、もう、日が迫っているので、これはこの場で決めていただいてですね、えーと、補正・・・あの一、事業の補正も含めて、あの一、いただきたいと言うことなんです。」

議長:「つまり、補正として・・・資金的なものを用意しろと、言う意見ですね。」

香川県連:「そう言うことです。はい。そして直ちに動けるような状態にしないと・・・」

議長:「わかりました。そう言う意味ではですね。

確かに我々正会員は、私は議長ですが、中身がわかっておりません。そういう意味で、 そこら辺の中身をまずご説明いただけますでしょうか?理事のかた。」

「はいっ」

議長:「関連質問ですか?」「よろしいですか?」

「・・・どなたになるわけでしょうか?」

?:「香川県連さん予備費では・・・?」 「たぶんムリじゃないですかね。」

朝日理事:「あのー、今、実は私もそう言おうとしてたんですけれども、まあ、訴訟関連となりますとまあ、えーあのー、どのくらいかかるかわからないと言うことも有るんですけれども、一応まあ、その事業として計画している以外でどうしても必要な場合が、生じた場合にと言うことで、予備費で対応すると言うことにしていただければと、思うんですけれども、その際勿論予備費を使う為には、それが、あのー、支出として妥当であるということが、認められなければならないわけですけれども、それはまあ、理事会に中で相談することになると思いますけれども、300万円とありま・・・350万円ほど予備費がありますけれども、えー、それでこう、対応するということで、えー、この予算は、補正予算はこの形でご承認いただきたいと、私の方からお願いでございます。」

議長:「はい、わかりました、そしたら、香川県」

香川県連:「そうしますとね、先ほどあの、2001年については・・えーと、訴訟費用についても計上されると言うことをおっしゃってましたね。・・・先ほど、」

議長:「顧問料・・・?」

香川県連:「あ、顧問料がでるんですね。・・・訴訟費用は別ですね。わかりました。そうするとね。この際だから・・・一応、中身をですね。正会員はしっかり理解しておく必要があると思うんですよ。ですから、その中で、条件によってはその予備費を使えるんであれば、それはそれで良ろしいんですけれども、もう、ここでしっかりと出しませんか?一応、こちらの方でもう全部資料はもってるんでけど、それ、こっちが出すよりは理事会の方から出してもらったほうがいいでしょう。

あのー、現在進行中のそのー、裁判についてのね、えー、・・まあ、そんならちょっと、 答えがしやすいようにしましょうか?」

大阪府連:「ちょっと質問、それこの予算の、なんか関係有るんですか?」

香川県連:「だから、予算を付けていただきたいと言うことです。」

大阪府連:「いやーだから、予備費の方でと朝日さんおっしゃって・・・」

香川県連:「だから、それだけで行っちゃうと表面だけ滑っちゃうんで、一応中から・・」

議長:「だからですね。それは5号議案の後に時間を取りますので、そこでの話とさせていただけませんか?」

川添会長:「えーと、関連して一言だけ加えておきます。えーと、裁判費用に関しては、えーま、補正予算の中の予備費を充当するということで一応考え述べていただきましたけれども、現在進んでいる裁判の費用に関しては、施設賠償責任保険に入っておりまして、そちらの方で、充当できるというふうに考えております。これは東京海上火災とも相談を進めておりますので、新しく予算の発生はそれほど必要はない・・・かなと、あまりはっきりと申し上げるのはヘンですけれども、そう言う意味で保険の方を充当するというふうにかんがえております。」

議長:「はい、えーとじゃあ、香川県の瀬戸内さんのご質問の方は、私の議長決裁として、 5号議案の後に時間を取らせていただく、と言うことでよろしいでしょうか?」

香川県連:「はい」

議長:「えーそれでは他に、4号議案でご質問は?・・・はい青森県連」

「はい、青森県連の古川です。えーと、総会と県連助成金の、その計上の仕方についてちょっとご質問をいたします。前の総会の時にも同じ質問をしたんですが、えー、明快なお答えをいただけませんで、\*\*\*\*(朝日理事の方から?)補正予算、あるいは決算の時に見直しの検討の余地はあります。というお答えをいただき、それに関連してなんです

けれども、えーと、県連助成金の歳出\*\*\*(?)と言うのが我々の所にきております。そして、去年までは、この総会の我々の交通費という事については総会の、所に計上されています。で、2001年度から、なぜ県連の助成費のほうに入るのかと、それが一つと、臨時理事会4月に開催されたのは、総会の方になぜ計上になっているのか、私の意見を言わせていただきますと、県連助成費の方に入れるんじゃなくて、総会費の方の会議費の方に入れるべきじゃないかと思っていますが、

もう1度その見解に\*\*\*\*(?)でしょうか?なぜそう言う見解になったのか?」

「はい、えーとですね、総会に出る交通費、費用等につきましては、ま、出来れば、あのー、それぞれの各県連の自己負担で集まっていただきたいと、言うところがあるわけです。そうしますと、ちょっと、距離的に遠いところが、非常に不利になると言うふうな事もございまして、えー、それで、あのー、助成金の中から、かかった交通費を全部取りまして、残りを、その、フライヤー登録数で案分すると、言うふうな考え方から、ここに入れさしていただいたという事でございます。そのえー、2回の総会と言うことです。で、臨時総会は、その2回以外のものとしてぽんと発生したので、これは特別な費用だと言うことで、ま、全体の中から出すと言うことで、これはだけは分けたと言うことでございます。」

議長:「はい、どうぞ」

青森県連:「使途目的が同じなんであれば、どちらかになると思うんですけれども、なぜ分かれるんでしょうか?」

朝日理事:「あのー、ま、一応そう言うふうな、あの、考え方も有りますが、出席率によって、費用は、その、変動いたしますね。あの一、ですから、ほんとにかかった分だけを、引いて、残りを皆さんに、こうやると、つまり、交通費は、あの全体でそれぞれが負担した、と言うふうなことになろうかと思ってこういうふうな計上の仕方をして、えー、さしていただきました。ま、そうじゃなくっと言う総意が有れば、それは分けることが可能でございますけれども、ま、一応そういうことで、まあ、前回、ご了解いただいたかなと思っていましたけれども、そう言うことでございます。」

議長:「ちょっと待ってくださいね。それは・・・前回の時には、私ちょっとたぶん欠席 したんですが、議決されたんですか?」

「\*\*\*\*\*」

議長:「と言う事でですね、議決されたものを、ご質問というのも、これはちょっとおか しな話と思うんですが・・・、前回の時にですね。」

青森県連:「わかりました。・・・わかりました。

引き続き青森県連です。えーと、理事会の経費、ここ開催費という\*\*\*で、770万円。これが交通費と会議費とかそれに関わる諸経費、全部入ってるんですよね。え、関連してないんですが、多いか少ないかの話なんですけれども、昨年度、あの一、先ほど東京都連の方からもご指摘が有ったんですけれども、12回の理事会が開催されています。で一、えーと、私の方でですね。理事の皆さんに出した、その案内文書と、議事録と比較してみた

んですけれど。継続案件となった比率が 46.7% になります。で、何かしらの形で決着が付いたのが 67.1% で、イコール 100%にならないのは半分決議されて、半分は流された、というふうな意味合いもありまして、前件名を比較すると、約6割は決着が付いて、4割は、4割・・・46%・・・47%ですね。が流されていると、いうふうな結果がございます。えっと、それを前提にしてですね。えーと、半分近くの案件が理事会において、先送りされていくと言う事が、適正な、その、会議体として、適当なものなのかどうか?たとえば、もっと多く・・・、あの案件がそんなに多いので有ればもっと多くするとか、そうすると予算をもっと増やすとかですね。12回、月1回のペースですが、あの、開催できないんというので有れば、その内容を、しんぎ・・・、あ、もっと吟味してですね、件名を少なくするとか、いろんな方法が有ると思うんですけれども、その件について理事会の代表者である会長と、それから監事が、どのようなお考えであるかお聞きしたいと思います。」

川添会長:「えー、毎月開催していても、なかなか、いまご指摘のように・・・、ま、流すというようなつもりはないんですが、ほとんどがあの時間切れであります。あの一、私ら、ほんとに休憩時間もあんまり取らずに、座りっぱなしで、真剣に、討議をさしていただいて、そしてついに5時になると。そして、まあ、帰りの・・・地方の方もいらっしゃいますが、あー、その、列車の時間や、航空機の時間ぎりぎりまで、検討さしていただいて、そしてついに時間切れになってしまう、と言うのが毎回の常でございまして、故意に流しているというのはまず、1件もないと確信しております。

で、先ほどのあの議題を精選して、と言うふうに言われましたけれども、我々が精選する訳には行かないんですね。上程されたものはちゃんと、やはりキチンと受けて、はかっていかなければならないと。その中で一応、緊急な議題については、緊急議題として審議にあげますけれども、まず審議にあげるに、適当であるかどうかと言うことで、協議をいたします。で、協議のなかで精選をしていっているつもりなんですけれども、えーま、この辺でも、ほとんどが審議にあがってきております。そう言うことはやはり、各県連や委員会から、それほど熱心な、やはり上程であると言うことでもあります。で、まあ、そう言う意味で、12回・・・前年度は11回ですか。8月に1回行われませんでしたので。えー、行っておりますけれども、ま、効率という面ではちょっと時間が足りないかなと、まあ、そう言う意味では午前中から1日かけてやればいいじゃないか?と言うことにもなるんですが、なかなか航空機の便ですとか、いろんな関連の中で、やはり限られた時間の中で、1時からだいたい5時まで、約4時間にわたって熱心にやらしていただいていると言うのは申し上げておきます。よろしいでしょうか?」

「えー、あの、監事の宮川です。理事会には、たまに欠席いたしますが、ほとんど傍聴させていただいています。で、あのー、理事会の審議の内容なんですけれども、非常に熱心に、長時間に渡って審議されております。で、あの、まあ、理事会を、早く、そのー、決議を取ってしまう、エー、多数決で進めていく、と言うことも出来ないこともないと思うんですよ。事業の内容に、えー、ま、もっとも適したものが出来るかというと、必ずしもそうではないと思うんですね。あのー、流れる件数が、そう言われてみると実際には多いんですが、あのー、理事さんのみなさん、熱心に審議されておりますので、結果だけを見ずに、中身を見てみると現在の運用は適正ではないかと、思います。」

議長:「はい」

青森県連:「えっと、いま、監事の方から適正だと言うふうな、あの一お答えがあったん

ですけれども。私は決して適正な、会議体ではないと思います。半分の 46.7%が・・・、ま、時間切れで流されているという事はですね、各委員会とか、正会員から出た意見が、ずっと先送りになっていると言うことですよね。こう、簡単に言えば、もっと会議体を増やすか、あるいは理事会に上げるべき案件を別な方法で絞り込むか、どちらかにしないというと、こういう案件が多いと言うことは、やはり、会議体がうまく進んでいないと言うことだと思うんですけどもね。その辺を、会長は、何か改善策とか、これで良いと思っているのか、改善策を何か考えているのか、聞いてよろしいでしょうかね?」

?:「\*\*\*(?)6号議案からはずれてるんじゃないですか?」

議長:「予算の運用がね・・・・」

?:「採決とずいぶんはずれて行ッてるような気がするんですけどね?」

議長:「いや、その、あの、\*\*\*\*(?)最初の質問であったのは、理事会費の問題が もったいないと言う話ですんで・・・。まあ、もったいないというのは・・・。」

青森県連:「もったいないんじゃなくて、案件が先送りされている事を、もっと予算を増 やしてやる必要が有るんじゃないんですか?それが出来ないんで有れば、また別な方法を 考えるべきじゃないんですか?ということですね。」

川添会長:「えー、そうですね。私が会長になるときに、理事必携と言うモノを私が作って、理事全員にお配りしました。それは会議をスムーズに進めるためのアイデアでした。それはちょっと、日付はちょっと忘れてしまいましたが、あらかじめ案件を出すと、そして、その出された議案について、えー、あらかじめ1週間前までに配布すると、そして、その配布された議案について、各理事が熟読し、そして、賛成か反対か、疑問点があれば、それを要約して持ち寄ると、そして出来るだけ議論を少なくして、採決に持ち込めば、多くの案件が処理できるのではないかと、言うことで、ご提案をしました。皆さんも最初はご協力していただいたんですが、まあ、世の常として、どうしても駆け込みが多くなりまして。まあ、それで切ってしまえば良いんですけれども、切ると、実際に事業に差し支えるような案件が、やはり出て来るんですね。で、これは委員会からの上程であったり、いろいろあります。それから、各事業ですね、大会であったり、えー。いろいろな、あの、開催事業であったりするんです。そう言うものがスムーズにすべて進めば良いんですけれども、やはり、あの皆さんお仕事を持ってらっしゃる関係で、ギリギリまで考えて、そしてやっと作って、一生懸命やって出されたものについては、その、理事必携どうりにはどうしても進めて行けなかったというのが実体でございます。

そんな意味では、アイデアは出しているんですが、まあ、12 年間、私 JHF やらしていただきましたけれども、やはり、日本時間というのでしょうか?やはり、全体の流れの中でのペースと言うのに、飲み込まれてしまって来ているのが現状であります。先ほど E-MAIL ですか?か、なんかでと言うお話もありました。で、私はそれを持っておりません。えー、というのは、自宅までそれを追いかけてくると、もうとてもじゃないけれども、プライベートな時間まで、すべてつぶされてしまいかねません。よっぽど暇が有れば良いんですけれども、えーま、そんな意味で私は、あの一、インターネット持っておりますが解放しておりません。で、やはりあの、そう言う資料の中で何とか工夫して出来ないかと言うこと

で進めて参りましたけれども、今後やはり、そう言うインターネットを通じてやるのも一つの手かなと、思います。まあ、そんな意味で、これから改善策は多々あると思いますが。ただ、それをやるにしても出される案件そのものが非常に多いものですから、精選すると言ったばあいに、どこで精選すればいいのか?そうしますと例えば出したものを、それをカットされた場合に、非常に不満が講じて参りまして、えー、一つのことを処理するのに、多大な時間がかかるんですね。でー、不平不満が出てきますと、それをわかっていただくまでに、えー、お人柄によっては非常に、何ヶ月もかかってしまうと言う場面も出て参ります。ま、そんな意味で、これはあのー、えー、まあ、協議体ですので、あくまでもあの、喧嘩するわけにはいかないですから、時間を掛けてやっていくうちに、そう言う形になったとしか言えないのです。」

議長:「たぶんそこらへんの話になるとですね、具体策はすぐに出してはもらえないだろうと思いますんで、えー、まあ、より改善案を、えー、ホームページなり、次回の総会なりで、もう1度ご質問いただいてどれだけ変わったかと言うことを聞くしかないんではないかと思いますが、よろしいでしょうか?」

「はい」

議長:「はい、熊本県連」

議長:「はい、東京都」

東京都連:「会長の e-mail の見解は、あの一、私賛成いたしかねます。連盟事務局でコンピュータを借りてお昼に十分出来ますから、あの一、やってください。お願いします。それと、11 名プラス 2 名の方の中で 8 名か 9 名か 10 名、残りの方、必ずやっていただきたいと思います。これで相当の経費と時間の節約になります。以上。」

議長:「はい、それ、要望事項としてお承けたまわりします。えー、皆さんで話し合っていただくようにしたいと思います。・・・・努力していただきたいと言う希望が出ております。よろしくお願いいたします。

それでは、えー、これで4号議案の議決を採りたいと・・・決をとりたいと思います。 4号議案に賛成の方、えー、緑の札を挙手お願いいたします。・・・はい、ありがとうご ざいます。

4号議案反対という方は赤の札を挙手願います・・・・はい、ありがとうございます。 4号議案棄権と言う方は白の札をお願いいたします・・・・はい、ありがとうございました。

はい、賛成39、反対1、棄権3、ということで承認されました。

えー、次に5号議案に入るんですが、ちょっと、えー、会議に入って2時間経っています

んで、えー、今3時15分でございますから、10分間の休憩でよろしいですか? えー、25分までと言うことで休憩を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。」

\* 休憩-----\* 再開

.....

「えー集計が出来ましたんで、報告いたします。えー、2000年度の理事会は、報告したとうり、8月は休みだったんですが、3月に緊急理事会をもうけまして、12回やっております。えー、まず・・・

川添会長: 12回 小林副会長: 12回 朝日常任理事: 11回 私(関谷理事): 10回

横尾理事: 1 1 回 岩間理事: 1 1 回 星野理事: 8 回 松永理事: 9 回 松永理事: 0 そ川太監事: 7 回 坂本監事: 3 回

えー、以上です。」

議長:「まあ。理事の活動のご判断にしてください。よろしいでしょうか?

はい、それでは、5号議案に入りますが、5号議案に入る前にですね。前回、えー、4月臨時総会にですね、えー、最後にですね。6月に\*\*\*\*役員選任バランスの、総意をですね、拍手をもって決めたという部分に関して、えー、せんげ・・・けつぎ?・・じゃないかな? 決議の宣言がだされていないと言う、意見があがってきておりますが、えー・・・、ここでですね。あのー・・。ま、あのー・・・。弁護士さんとも、ちょっといろいろ、みなさん、理事の方にも聞いていただいて、私もちょっと先ほど聞いて見たんですが、えー。確かにそうだともそうでも無いとも言えないという部分ですので、あらた

めての意見として、皆さんに聞きたいんですが、これを、えー・・・。議決されたとか、 されてないとか、もしくは、あの一、新たにもう1回ここで議決した方がいいんじゃない かとかというふうな部分で、つまり、あの一。

不毛の意見をしていてもしょうがないんで、もう1回ここでですね。皆さんで意見を出してですね。えー、どうするかというのを決めていただきたいと思うんですよ。

でないとたぶん前に進まないんじゃないかと・・・。

法的に言っても灰色だと言うんですから、えー、そこを今、いや決まったんだ、決まってないんだという話をしてもしょうがないものですから、えー、新たに皆さんで、総意をここで決めていただきたいと思いますんで、そこで意見を出していただきたいと思いますが、そう言う進め方でよろしいでしょうか?

よろしいでしょうか?・・・はい。

それではですね。えー、何かこのやり方に関して、ちょっと簡単に、と言いますか、 あまり時間を取りたくないんですが、ご意見を出していただきたいんですが・・・。 はい、東京都連。」

東京都連:「4月、臨時総会に初めて出ました段階で、公益法人の機関について、それほど勉強してなかったんですけれども、おかしなその、ま、誘導で、ああいうふうに進んだことに私自身非常に疑問を持っておりまして、ああいうようにと言うのは、ま、14日以前に届いていなかったから決議が無効であると、言うことも含めてのことです。まず、その件について、いろいろ、調べてみましたら、えー、公益法人の総会というのは非常に、権威のあるものであって、総会の総意が、その決定事項を押している場合に、たとえその14日以前じゃなくても、その議事については、有効に出来るという判断もあります。したがってあのときなぜ、無効というようなことを鵜呑みにしたのかと言うことを、実は考えており、その監事の・・、宮川監事のその誘導に関して、非常に・・・、その、まず、3月の時点で気づいてられたら、これは抗議の対象になりませんけど、4月に皆さんを集めた段階で、唐突に、ああいう意見を出されたことについては、当日、宮川監事からお詫びの言葉はありましたけれども、これも非常に責任が重いと、私は判断しております。次に、その、ま、選挙のやり方の、4月の総会での意見が決議でなかった、と考えられるし、あるいは、そうであったと考えられると言う灰色の部分の考え方ですが。先ほど申しましたように、公益法人の総会というのは権威のあるものです。

そこで、いわゆる議長が決議しましょうと言う呼びかけをしなくても、みんなの賛意が大多数をしめると言うことが、相互に・・、正会員相互に、総会の場で確認ができていれば、それは議決と私は解釈いたします。議事録の表現もさることながら、JHFのホームページに、当初は、そのむね明確に表現されておりました。

ただ、いつからか、ある2行がホームページから消えていた。

私、両方持っていますから、いつでもその証拠はお見せできますが、そういう、逆に、何らかの操作を、理事会なり、理事会側でなさると言うことの方が、不信任感を呼ぶことの前提だと考えております。従って、もう一度、もちろん決議はしても良いんですけれども、4月の総会を、あれだけの費用をかけて、皆さんの時間と労力を結集して、そう言う方向性を小林議長の元で、出したと言うことは、それを真摯に受け止めて、皆さんの総意であったと言うように認識しても、間違いではないと言う解釈です。以上。」

?:「そのとうり!」

\*拍手

「議長」

議長:「はい、埼玉県」

埼玉県連:「えーと、埼玉県の立澤です。えーと、皆さんのお手元に、私の埼玉県ハングパラグライダー連盟の方から行っている資料を、ちょっと見ていただきたいのです。私たち埼玉県ハングパラグライダー連盟はですね、この問題に関しまして、非常に関わっていると思っております。えー、それで、あの一、前回、2001年の2月4日の時点の理事会でですね。えー、ここにおられます、あの、埼玉県の推薦を受けられませんでした川添義郎氏のですね、推薦・・・不推薦をですね、撤回いたしまして、今回、総会の決議で、これ

を推薦することにしました。」

香川県連:「アホなこと言うなよ」

埼玉県連:「えーと、その、アホなこと言うなよ、は良いですけれども、とりあえずこれは、総会決議でありす。で、不推薦の理由と言うのが有りませんでした。これが事実です。で、これは事実、あの一、選挙管理委員会の方から、それは不推薦の理由にあたらないんだぞ、とそう言う通知をもらっております。それにも関わらず、えー、前理事会では推薦を出しませんでした。えー、他に何かあの重大な理由があればですね、これは間違いなく不推薦、これはけっこうでございます。えー、重大な理由が無いのにも関わらず、えー、推薦をいたしませんでした。えー、この場を借りて、皆様にお詫びさせていただきたいと思います。えー、この件に関しましては、えーと、JHF、並びに各会員の方に、えーと、お詫びと言うことでこの文書を提出させていただきました。え、以上です。」

議長:「えーと、ちょっとお待ちいただけますか?えーと、今の話はですね、非常に逆に 混乱すると思うんですが、この話に関しては、えー、例えば、この議案のあと、に、もう 1回お出しいただくと言うことではムリでございましょうか?」

埼玉県連:「はい、えーと、それはけっこうでございます。あのー、とりあえず、私たちのほうの、えーと、意向と言うことで、いちおう、あのー、えー、皆さんにお知らせしておきます。最初にですね。」

議長:「はい、えーと、非常に今の話が、今の中で出てくると、過去に戻っていろんな問題が起こってきますので、願わくば、5号議案の後に、もう一度お出しいただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか?えー、それでは、他に、えー、今の事以外のことで、ご意見ございましたら・・・。それじゃ福岡。」

福岡県連:「はい、福岡の小林でございます。あの、前回議長をさせていただきました。あの一、ま、皆さん、あの一、私の議事進行の中で、まあ、不満がある方、それから賛同される方、いらっしゃたと思いますが、あの、その時の状況と JHF の\*\*\*\* (関わり合い?)、それから JHF の方向性、そのような事をお話しして、何度も申し上げますけれども、我々はルールで動く。それが社団法人として、公益法事としてのルールだと考えております。ですから、悪いルールが有れば、それを改訂しながら、その改訂する方法も一つのルールでやらないといけない。これは当然でございます。で、あの、ま、ひとつ、あのー、はじー、私の恥をさらすようですが、実は私ですね、理事に立候補しておりました。で、すべて書類をそろえました。選挙管理委員会に出しました。で、ただ一つですね。私が選挙管理委員会から、えー、クレームがきたのはですね、監事に立候補するか、理事に立候補するか丸を付けていなかったのです。それだけです。それで書類は却下されました。私は一言も文句を言いませんでした。それについては。それは私のミスです。ルールに従います。ですから、あの、ま、ひょっとしたら、こう、友達関係で、おう、丸しとってよ。っていえば、それで済んだかもしれません。でも、僕はあえてルールを守りました。それ

が組織ではないでしょうか?そう言うことで、私が言いたいのは、とにかく良いルールも有る、悪いルールもある。それは間違いないんです。\*\*\*\*(不備もある?)だけど、それを変えて行くのもルールなんです。そう言うことで運営しないと混乱してしまいます。

今、JHFには大きく2つの問題を抱えているわけですね。

1つは制度の不備、もう一つはルールにのっとらない事実。この2つがあるわけですよ。だから、相矛盾しているけどこれは両輪で解決していかなきゃいけない問題です。

ま、そう言うことで、私自身は制度委員会の委員長として、その制度面を一生懸命勉強してます。だからそう言う意味も含めまして、えー、今後、今たくさんの資料が出来つつありますんで、今後にもっと良いものが出来ていくと思うんですが、皆さんにお考えいただいたのは、ほんとにルールを守ろうぜと言うことだけでございます。以上です。」

議長:「はい、じゃあ、東京都」

東京都:「本件に関して、JHFの選挙管理委員会の、委員長の宮野周三氏から えー、正会員並びに立候補者各位に書類が届いております。皆様ご確認されていると思い ます。えー、これについて、東京都連としては、えー、この書類の意味をご説明していた だきたい、選挙管理員会からご説明していただきたい、と思います。よろしくお願いいた します。」

議長:「これの意味というのはどういうことでしょうかね?」

東京都連:「5号議案に\*\*\*\*(?)」

議長:「なるほど・・・。よろしいでしょうか?どなたか選挙管理委員」

選挙管理委員会:「はい、あの一、お送りしました私、宮野です。

えー、実はですね、このー、前からの話になってしまうんですが、今回送られた中に・・・、一番最後、5号議案の一番最後の所にですね。はい、これと同時に、皆さんに送ったものが、えー、理事会の方に、はい、最初にお送りさせていただきました。

えー、しかしですね、えー、皆さんの所に行くまでに相当の時間がかかりそうであると言うことで、えー、送りますという文書を 5 月の 20 日に出しております。

そのあとに、えー、私どもに届いた。私たち委員会の方に届いた書類が、今日の5号議案の1枚。下の方に何か書いてあるんですが、私どもの方は、理事会の方に選挙をやりますよ。と、通知するのが私たちの仕事です。ところがですね。えー、この下の方に何か余分なものが書かれたと、あくまで、こないだの臨時総会において、皆さんの総意の元にあのときに選挙を今度やりますよと、いうことで、準備をしておりました。

その前も準備しておりましたけれども、今回も、えー、私どもの意に反しまして、余分な 文章が付け加えられたと、言うことで、私どもの方が、えー、皆さんにお届けした文に、 意見表明と、言うことで出さしていただきました。

あくまで、総会で任命された私たちですので、えー、公明正大にやらしていただきたいと、言うことで、私たちは、えー、1番に有るとうりに、議案としての上程じゃなく、えー、私どものほうは、『選挙をやりますよと』っていうことを通知する。えー、この事がされていませんでした。

えー、それと2番目のほうは、あくまで時間を割いていただいて、今日の総会に投票をしたい、えー、していただきたい、と言うことを求める・・・、時間を割いていただきたいと言うことを、理事会のほうに、えー・・取っていただく、お願いと言うことですね。それから3番目、えー、このへんがちょっと、・・・。えー、組み込まれてたと、言うことの、先ほど皆さんの方にお送りさせていただいたやつの中の、5号議案の余分な分は、

削っていただけないかなぁ・・・と言うのが、読みとっていただけるかと、いうふうな感じでおりました。

えーそれと、4番目ですが、なんせ、私たち、事務局を通して事務関係はやっていただくわけですが、実際に事務の方の関係で、送っていただく仕事ができないと、言うふうな事がございますので、えー、私、直に自分の自宅から、皆様の正会員宛、また、立候補された皆さんの所に、えー、文書を送らせていただきました。

あくまで、公明正大にやる、選挙管理委員会の使命として。

えー、今日、ここにいます3人、それから、スペインに行っています内田。

今も内田と、えー、スペインで。えー、いますけれども。彼とメールも、えー、相当。

委員会だけでも、1300通。えー、今日は越えていいると思います。

そのくらいの、連絡をしながら、皆さんに、送るべく文章を一字一句間違えないように、 やって行こうと、言うふうなつもりで、やってきました。

えー、その辺を皆さん理解していただいて、まっとうな・・・。ん・・・まっ・・・。 公明正大にとにかく選挙をやっていただいて・・・・。えー・・・。 もう何とも言えません。とにかくよろしくお願いします。」

# \*拍手

議長:「よろしいでしょうか?・・・えー。はい、大阪。」

大阪府連:「大阪府連の岩井です。えーと、今の話で議長に確認ですけど。えーと、とりあえず今の5号議案に入る前に、前回の、4月の総会の、えー、内容について、えー、どうするかという意見を求めてると言うことでしたね。そう言うことですね。」

議長:「そうです・・・。前回の4月のことではなくて、要するに、新たな決定をここでするかどうかと言う意味ですね・・・。」

大阪府連:「え?新たな決定?」

議長:「えー、つまり、4月のものがグレイであると言うことであるんで、そこを、じゃ あどうするかと、いうこと。そこを皆さんの総意で決めましょう、と言うことなんですね。 そう言う事なんですね。」

* テープ交換のため録音中断	数秒間記録欠落。	6月総会 議事要録	(3)

大阪府連:「・・・・・・・・・・・・どんなフライヤーでもやはり立候補すべきではないか・・・、すべきではないかと申し上げてきました。えーそれが4月の臨時総会では、 えー私の表現は、小林さんにですね。あ、えーとちょっとややこしいですから、小林議長

と、ちょっと言わしていただきますけど。当時小林議長に、がですね、拍手を持ってと言 うことで、拍手をされた方は、多数おられたかもしれませんが、大阪府連は、私は大阪府 連の意見として持ってきてますので、反対したと言うことはやはり議事録に書いていただ きたい。でないと何ら議決されたのかどうかわからないウヤムヤのまんま終わっちゃって ますね。だからなんのために総会には、私が、え・出て来たのか意味がない。あの、つま り大阪府連から見れば、あー岩井さん行って来いよと言ってるのに、私の、じゃあおまえ なにしてきたんだって言われるわけですね。つまり、そう言うグレイのままのやり方で、 先ほど小林さん、あ、小林議長が、あの福岡の小林さんがおっしゃったように、ルールど うりやるならルールどうりやってくださいよ。だからルールは、悪いルールは悪いルール でとおすんなら、それは・・・、私は選挙をやるなとは言ってないんですよ大阪府連も。 つまり、決め事は、だから 14 日以前に提出されてないから無効ですよ。じゃあ本質はどう するんですか?本質はほったらかしてこのまま行くわけですかいつまでも?ですから、そ の、臨時総会そのものも、別に、賛成多数で選挙をやりましょう、そりゃそれで良いじゃ ないですか。我々もそれに従いますよ。ただ、大阪府連としては反対しましたよと言うこ とをキチッと明記していただきたいと言うことですよね。だからそう言うことが何らなさ れてないのに、何で次ぎに・・・移行していくのかと言うことがありますから、じゃあも う1度議案を出さざるを得ないと言うことですよ。そう言うことですよ。」

議長:「はい、わかりました。えーほかにご意見は?・・・、千葉県。」

千葉県連:「千葉県連としましては。6月総会で選挙をやっていただきたい。と言うのは、えーと千葉県の総意です。で、3月で選挙をしない。6月でもまた選挙が出来ないのって、そんな状況を、一般フライヤーに説明がもうつかない。ここの総会で役員を決めてもらわなければ、もう一般フライヤーにどうやって説明すればいいのか・・・・?このJHFのゴタゴタを。ひとつの県連のゴタゴタが、こういうことで大きなJHFのゴタゴタになって、非常に千葉県連として不愉快だと思っています。さっさと役員を決めていただきたいと思います。以上です。」

\*拍手

議長:「えー、はい、福岡県」

福岡県:「ちょっと、議長に不満がありまして、私は決してグレイゾーンとは思ってなかったのですね。前回の議長として。ですから、あの。議長がグレイゾーンと表現されたのは、ちょっと・・・え、心外でございます。

はい、それから理事会からの文書もそうなんですけど、これも心外でございまして、あの、 そう言う表現が理事会からの発行文書でもでています。それから私、議事録にもまだサインしてないんですよ。

と言いますのが、私が議事進行、進めてきた内容で、ポイントがちょっとはずれているような議事録だと、私が思ってまして、で、今、あのま、テープを聴かせてほしいと言うことで、じゃ文書で出してくれと言う話なので、文書で出そうと思ってます。で、それを聞いた時点で議事録を、ちゃんと、後生に残すために、ちゃんとした議事録を僕は作りたいと思っています。ですから、グレイゾーンなんて・・という・・・表現をいかに僕が嫌うかというのは、あのま、決議の中で票決が当然重要ございますね。、あの一、まあ、何票何票という・・・。それも重要ですが、あの時なぜそれをしなかったか言うのは、

あの時もご説明しましたが、それは、その時、私は、あの、議案にあがってきました、1号からずっと上がってましたが・・・。それを決議するときは当然札を使おうと思ったんですが。あの、もうはなから定款違反だと言う事になっちゃったんで、そしたら、もう札を使う必要が無くなったと僕は判断したんですね。それで、ま、大阪府連がおっしゃっいました、あの一、反対に票を入れたんやから、それはちゃんと残してほしいと、実はJHJFの議事録には、どこが反対した、どこが賛成したという記録はまったく残らないんですね。ま、人数しか残らない。だから、そう言う意味も含めて、あの一、それは一部の一般の会社でも拍手決済というのはよく使われる方法でございますから、方法手段としては、私は間違ってるとは今でも思っておりません。そう言う流れ方でやってきた、だからグレイゾーンというのは心外でございます。」

議長:「はい、えーと、今の小林さんの意見で、ちょっと補足させていただきます。すいません。あの一、私の言葉の表現が間違っておりました。グレイというのは間違いでした、あの一、承認されたともされて無いとも判断できると言う意見でございました。訂正しておきます。」

## 「香川県。」

香川県:「えーと、香川の瀬戸口です。えー、3月の時点でも4月の時点でもですね、なぜ理事会がここまで選挙管理委員会の業務に、口を出さなきゃいかんのかていうのが、非常に不思議でたまらなかったですね。それであのー、ま、これは一つのレジですけれども、たった一人のために、残りの2万数千人のですね、権利ってやつが奪われているのですよ。これ、もうすでに。損害を被っていると考えてもいいんですよ。

1対2万をどっち取るかと言うことです。そうでしょ?

それで、1フライヤーを救済するために、じゃあ総会で議案として議決して、それで、じゃあ現在、正当な業務をしている選挙管理委員会を否定して、選挙規則を変えて、それから選挙を実施するなんて、どこにそんな例がありますか?

今まで自民党でさえそんなことやっていませんよ。負けるからって。

これはもう、理事全員の責任だよ。これ。

どこまで\*\*\*\*\*\*(?)するんだおまえらは!」

議長:「はい、わかりました。一つのご意見としてお伺いしましょう。えーと、他にご意見ございますか?・・・はい。」

福岡県連:「えーと、福岡の小林です。えーと、この5号議案の件で、先ほどのですね、 大阪府連さんの言いたいことは、自分の反対意見がベンディングされてないからと言うこ とですか?それとも、もう一度審議し直してくれと言うことなのでしょうか?はっきりと したことをお願いします。」

大阪府連:「えー、今の答えですけど、あのー、この議案書をよく見ていただきたいんですけど。えー、要するに、えー、4月総会・・・。あ、4月の臨時総会ですね。えー、この決め事がぜんぜんなされていないので、JHFの総意を決める必要が・・・。あ、ごめんなさい。えー・・・どこでした。あれ、ちょっと申し訳ございません・・・。えー・・・。要するに、賛成、反対の意思表示がされてないからはなはだ遺憾ですと、ですから理事会において、至急検討していただきたく上程いたします。となっています。いいですか。理

事会、あの、総会の議案書として出してくださいとは書いてません。」

福岡県連:「それじゃ議案書じゃないんですね。これは」

大阪府連:「有る意味ではそうです。はっきり言わしてください。ですから、私は、つま り、4月の臨時総会が、はなはだおかしいではないかと、だから、あれでまっとうだった というんで有れば、おかしいではないかと。だからもし、そしたら理事会に検討して、も し、理事会においても同じ意味で有れば、この議案書として出してくださいと言うことで す。私は。ですから、えー、選挙をやるななんて事は、私は、大阪府連は一言も言いませ んよ。だから香川の瀬戸口さんとは見解の相違なだけなんですけども。大阪府連の総意は、 あの一、そら一瀬戸口さんから言わせれば間違っているということですが、大阪府連から 言えば、えー、規約がおかしいからこういう問題が起きたんだから、是正していただけま せんでしょうかと言うだけです。それが賛成多数か、反対かと、我々大阪府連の意見は、 反対意見で、賛成多数で可決したらそれに従いますよ。ちゃんと、何もいちいち文句言い ません。瀬戸口さんもうすこしね、\*\*\*\*\*(おだやかに願いたいと)思います。あの、 どうもね、喧嘩腰でされるとですね、みんな、せっかく同じフライヤーの仲間ですから、 もう少し柔らかく言っていただきたい、えー、思います。ですからその辺だけです。だか らこの上程案については、えー、じっくり読んでいただければわかります。あの、14日以 前に、正会員に通知されなかった。確かにそうなんですが、じゃあ、それで良いのかとい う本質論はなにも、前に進まないんで、えー、その辺は、別に、つぎに・・・、あの、な んていうんですか・・・。次の、2年度ですか?えー、でも、なんら大阪府連は問題無い んですが、そもそも、発端はですよ。3月の総会に、なにも大阪府連から議案を出した訳 じゃないんです。これ誤解の無いように言っておきますけど。3月の総会にですね。あー いう4号議案が出てきました。でてきましたので、我々大阪府連に送られて来たので、そ れで大阪府連としてはどうするんだと言うことで、審議したうえで、大阪府連はこう反対 ですよと。規約を改正してください。と言っただけの話で。それが14日以前に、えー、届 いていないからルール違反だと、こんな馬鹿な話、また、ちょっとおかしいじゃないかと 言う事になっただけなんで、えーですから今回また5号議案として、我々は上程していま す。ですからこれを下げるかどうか・・あの。よりも、今、話し合っている事で、賛成多 数でどうなるか言うことで、大阪府はそれに従います。それだけです。」

「はい、」

議長:「その件ですか?・・・どうぞ」

?:「それにですね、大阪府連はですね。4月の臨時総会に出てるわけですよね。その時に意見は言わなかったんですか?」

大阪府連:「\*\*\*\*(?)を言った。」

?:「ですからね、その一、あの、拍手がおかしいんじゃないかという意見も?」

大阪府連:「言ってますよ。それは言いましたよ。」

?:「で、通らなかったわけですよね。」

大阪府連:「何もない」

?:「で、通らなかった、もうそれは総会は終わった訳ですよ。」

大阪府連:「終わりましたね」

?:「ねえ。それをまたここで持ち出すのはおかしいんじゃないですか?」

大阪府連:「持ち出してませんよ、何も。」

?:「\*\*\*\*(?)」

??:「だって委員会が持ち出したんだよこれ」

?:「あ、わかりました。理事会がもちだした・・これは・・もう、議案書としては、 じゃあ却下と言うことで良いんですかね。」

大阪府連:「いや、却下じゃないでしょ。委員会からこうやって上程に出てるわけでしょ? ここに。」

?:「あー、ですからね、話を戻しますと、えー、ま、灰色であって、かどうか私は知りません。出ませんでした。私は実はですね、意図的に、この4月総会は、欠席さしていただきました。えー、なぜかというと、これに対して私は意見を言いたくなかったから、えー、他の人たちに、えー、お任せしたような形で、えー、欠席しました。ですから、4月の総会がどう有れ私は、従うつもりで、そうさしてもらいましたんで、えー、拍手でなったかとは思いますけどもそれはそれで、決定でもう、えー粛々、えー進めてほしいと思うんですけれども。いかがでしょうか?」

# \*拍手

議長:「はい、えーだいたい皆さんの意見が、おおよそ、賛成、反対含めて出たんじゃないかと思いますんで・・・えー、ここで、みなさん・・・・あ、はい。」

埼玉県連:「えーとですね、あのー、先ほど香川県の方から言っていた意見は、これは私、大賛成します。えーと。あのー、選挙をやらないって言うのは、非常にあのー、混迷がですね、深まります。それで、あのー、これはあのー、私たち埼玉県連の、えーと、今の理事会の決定なんですけれども、ま、選挙やろうよ、で、選挙やるのも、去年の3月、この時点で立候補した人たちで、ま、もう公示から始まって云々関ぬんをやり直そうとかそう言う考え方は、あのー・・、今年のですね。あのー、全くありません。只ですね、先ほど言われました1対2万なにがし、っていう話なんですけれども、確かにそう言う見方出来るかと思います。しかしですね、あのーこれ、うちの方から出しました、この書類の最後を見ていただきますと、一番最後の方にですね。JHFの定款13条の3項、云々関ぬんと言うのがあるんですけれども、これが非常に問題になりまして。で、この理由だけで推薦をしなかった。で、選挙管理委員会の方からも、こういう理由は成り立っていないぞ、とそ

う言う是正があったにも関わらず。えーと、意図的にですね。その理由を盾にして、えー、 推薦しない。選挙を立候補させない。こういうことが出来てしまうんですね。実際。えー と、もう、これはモラルの問題以外何物でもないんですけれども、このモラルのない人間 が、こういうことをやれてしまうような事になってしまっているんですね。これは非常に、 えー、\*\*\*(?)として考え直していただかなかればいけない。皆さんに対してですね。 そう言う問題を含めてこの書類を書きました。えーと、一つ付け加えさせていただきます。 これは、ちょっと申し訳ないんですけれども、誤字がありまして、えー、日本ハンググラ イディング連盟・・・・・・」

議長:「そこの話は、先ほども言ったように・・・」

埼玉県連:「えー、それ、ですから、あのー、選挙はやってください。これはうちの県連からの意見です。」

?:「\*\*たいの?」

?:「うん」

議長:「ちょっと待ってください。ちょっと整理させていただきたいんですが、あのー、今、皆さんの意見を聞いていると、えー、前回、4月の臨時総会のときに、拍手でしたことに対して、えーこれは決議された物だと、いや、そうじゃないんだ、拍手だから認められないんだ、と言う事でもめてるんですよ。実は。で、そこの時点に戻ってですね。今日、今から皆さんにですね。この前の4月の、その拍手の部分をですね、決議として、やらしていただこうと思うんですけれども、この辺はいかがでしょう。」

#### \*拍手

#### 「はい」

神奈川県連:「えーと、ちょっと小林さんの意見と、あの、同じなんですけれども、先ほどから4月総会議事の拍手がはっきりしないと言う話でしたけれども、評決方法で拍手を取るというのは、これは正しい方法で、法律的にも認められてます。

したがって、あれ・・・、あの拍手がおかしいという議論自体が成り立たないと思います。 グレイゾーンというのもおかしいと思っています。私は、あれはすべて、えー、正しく、 その、ま、進んだ物だと判断していますから、え、今回のこの5号議案でもう1度ですね。 えー、選挙の復権と共に、えー、4つの都道府県からの議案を検討するべきだという案自 体もおかしいのではないかとゆうふうに思っています。」

# 「そのとうり!」

神奈川県連:「えー、一応4月のですね、臨時総会でこのように決まったわけですから、 承認されてるわけですから、正規に。それに、えー、従ってですね。ここは選挙するべき だと思います。ただ、あのー、いろいろ意見がもちろん、いま、交換・・・意見交換であ りましたから、そういう意味でですね、勿論、ここでどうしても選挙なんかしたくないと 言う意見があればですね、それが賛成多数で選挙しないと言うのだったら、それも、勿論、 それは5号議案の付随動議として、出すわけですから、そこを確認するという意味でも、 あの一、ここでもう一度、確認するのは悪くはないと思います。以上です。」

議長:「はい、えーとその拍手云々と言うのが、いま事になりましたが、ちょっとそこら 辺、あの、オブザーバーの、あの、ナカノ護士にちょっと意見を聞いてみたいと思うんで すが、よろしいでしょうか?」

中野弁護士:「あの、顧問弁護士の中野です。えーと、先程来から、あのいろんなご意見が出ているんですが、また、あの、拍手の件については、あの一、神奈川県連さんの、言うとおりです。えー、これ\*\*\*\*(?)です。ただしですね、ま、これいろいろとお話しをすると、それこそあの混乱してくると、いうふうに私は理解しています。いずれにしてもですね。3月総会で決まったこと、4月総会で決まったこと。それらを合わせると、ま、混乱をしていると。一言で言うとそう言うことだと思うんですね。ですから、これあくまで、私個人の意見として今ちょっとお話しさせていただきます。あの一、JHFさんとしてですね。要するに今後、要するに進むために、過去はちょっと振り返らないで、これからどうするのか、と言うことを決めるべき時だと思うんです。私たちは。ええ、このときを逃してですね。3月総意会の決議はどうだ、4月総会の決議はどうだと言うことを蒸し返しても何の役にも立たない。と思ってるんです。ですから今日、この時期を逃さないで、皆さん方が、今までのことは含めてですね。そりゃあもうそれとして、前提としてですね。どうされるのか。だと思います。

ええ、要するに、JHFの事を考えて皆さん方が今後どうされるのか。どうすれば JHF が生きていくのか。と言うことを考えるべき時だと思いますね。ですから、とにかくこの 5 号議案どうされるのか。もうこのまま選挙を実施されるのか、もう選挙をやめて、規約の改正と言うことでやっていくのか、もうその 2 者択一なんですね。ということです。ですから、

ですから。あまりですね。法律論、これはちょっとやめていただきたい。

とにかく3月総会4月総会の決の有効無効を、それは議論すべき時ではない、と言うことです。えーと、ちょっと僭越ながら私の意見を申し上げさせていただきました。」

\*拍手

議長:「ありがとうございました。」

?:「ちょっと・・・」

議長:「はい、えーと、今のご意見をふまえてですね。ちょっと時間も押してきましたので・・・。先ほどお約束した香川県のお話もまたしなきゃならないんで、・・・・えーと、そろそろ、いっぺん 決をとらさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか?」

# \*拍手

議長:「はい、ありがとうございます。それではあのー、ここで、決議を取らせていただきます。えー、えー、4月の時に、えー、お話をしました。えー、3月の総会の時に決まった状態での選挙を、今日やるというかた、ここにですね賛成するという方は、えー、緑の票をお上げいただけますでしょうか?」

?:「\*\*\*\*」(?聞き取れません)

?:「はい、今日です。」

議長:「はいありがとうございます。えー、それでは反対だという方は赤の札をお願いいたします。はい、ありがとうございます。えー、この意見には棄権という方白の札をお願いいたします。えー、はい、それでは、えー、賛成36,反対4、棄権3、で可決されました。」

### \*拍手

「えー、よってですね、えー、ここで投票の方に入りたいと思います。それで、えー、その後に、えー、次の時間を先ほどの香川県のお話がございましたんで、やりたいと思いますんで・・・。え・・・・、あ、そうか、結果がでるまでに時間が有りますので・・・・、えー、ここで選挙管理委員会の方に、えー、お願いしたいと、はい、進めてください・・・・。」

選挙管理委員会:「はい、選挙管理委員会です。どうもありがとうございました。 えーと、いま、あの一、時間的な関係が有りまして、本来で有れば、立候補者一人一人で すね。立候補の所信声明をここでもう一度やっていただこうと思っていたのですが、ま前回 もそうでしたが、ちょっと時間も押し迫ってきましたので、申し訳ありませんが、こちらで、 お名前を申し上げますので、ご起立と言うことでお願いできますでしょうか? えーとじゃあ、アイウエオ順になりますので、えーと出る理事の方も同じだと思いますが、 朝日さん。」

「はい、朝日です。よろしくお願いします。」

「伊賀隆一郎さん」

「伊賀です」

「あっ・・。委任状・・・・」

「えーと、選挙の場合は、ま、これは、投票は委任はありません。出席者だけができます。 そう言う規約になっておりますんで・・。あっ、途中申し訳有りません。」

議長:「議長は?」

「あ、議長は勿論投票出来ます。」

「次は関谷、ノブ・・・ノブトさんとお読みするんでしょうか?」

「えー、関谷ノブトです。」

「瀬戸口さん、瀬戸口ユウ・・・」

Г\*\*\*\*

「あー、田中美由喜さんは今、確かスペインの方の、世界選手権かなにかの方の関係で 行かれているかと思いますんで、今日はご欠席しています。」

「それから長谷川さん。長谷川光雄さん」

「はい、よろしくお願いします。」

「それから藤野さん、藤野光一さん」

「藤野です。よろしくお願いします。」

「えー松永さん、松永文也さん。」

「はい。」

「それから宮川さん。宮川\*\*\*さん」

「はい、宮川でございます。あの監事の宮川さんと違って、濁らずミヤカワでございます。」

「失礼いたしました。宮川さん。えーと次は、宮田さん、宮田・・・・どちらで・・・? トキヨシさん。失礼いたしました。」

「香川の宮田です。よろしくお願いします。」

「それから、横尾さん、横尾和彦さん。」

「はい」

「それから、じゃ、監事候補と・・・今までのが、えーと理事候補と言うことで 11 名。 11 名までなってます。えー、理事の枠が 11 名と言うことで、信任投票と、ゆうことになっ ております。次に、監事候補としまして宮川さん。」

「はい」

「後、いま皆さんの手元に、あの一、投票用紙がお配りされたと思いますので、ここに丸印。を付けてください。で、数はいま言いましたように理事は11名までの枠がございますので、全員にくっ付けることも可能です。あるいはお一人でもけっこうです。要するに丸の数。丸を付けていただく。その丸の数が過半数。その方に対して過半数を越えた場合に信任されたと言うことになります。ですから、いま、39名の、あの一、39名の方が投票されますので、えーと、半分の20・・・ん、20名ですか?20名以上の得票の有った方が、信任されたと、言うことになります。これは、宮川監事に関しても同じでございます。あと、ちょっと機密性が取れなくて申し訳ないんですけれども、本来であれば、投票箱の横で記載してということなんですが、それをやっていますと時間がかかるので、ちょっと機密性が保たれない部分があるのをこれをご容赦していただいて、お席で書いた物を順番に投票していただくと、いうことで、後ろの席の方。一番後ろの席の方から、順番に投票をお願いします。」

神奈川県連: 「すいませーん。質問です。」

神奈川県連:「はい、えー、すいません質問1点です。えー、今ので13条の3項よくわかりましたけれど、13条2項。理事のうち、いずれか1名とその親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。となっております。えー、今回の立候補者の中に、東京都連の候補者4名いらっしゃいます。4名すべてが当選した場合、3分の1を越えることになりますね。えー、これは13条2項に抵触しないのでしょうか?」

選挙管理委員会:「えーとこの件に関しましてなんですけれども、あの、この13条の2項というの物に関しましては、あくまでも同一の、あの一、親族。ま、これは通常で言えば\*\*\*(?)で言えば、えーと、血族の6親等。親族の3親等以内が、まずこの人数を超えた場合には、排除されると言うことになるわけです。それから、次の特別の関係という事についての理解なんですけれども、そう言った関係等に営利を。営利を・・・。一定の営利を、あの一、持った者が、そこにおいて集中することによって、理事会としての運営が妨げられるおそれが有るのか無いかと、言うふうなことを含んだと思いまして、ま、東京都連という、ま、言ってみれば、その一、え一、公益的な構えで有る、あの一、組織でございますので、そこについては、ま、その一、特別な関係という該当していないもの

と言うふうに考えております。」

神奈川県連:「えーと、東京都連とは言え一団体ですから、当然東京都連の有利になるようなかたちでJHFの、えー、理事会を持っていくことが可能になったと考えることが出来ますから、これは当然、特別の関係と判断してもおかしくないんじゃないですか?この辺いかがでしょう?えー、今の説明ですと、特別な関係というのは営利を目的。ま、企業等のという判断でしたけれども、そこと、ですね、東京都連との差ですね、その辺を明確にして、えー、今後のこともありますので、議事録にキチンと掲載していただきたい。と思います。」

選挙管理委員会:「そうですか、はい、じゃ親族の方に関しては、ま、今回問題ないから 良ろしいですね。で、ま、この特別な関係というものは、非常に、有る意味で広い範囲に 捉えることが出来る。ま、極端に言えば、JHF \* \* \* 特別な関係じゃないかとも、極端な んですけれども、なりかねない。こういったものは制約的な条文であって、ま、こういう ものはあまり拡大して解釈すべきでなかろうと、言うのが我々の判断です。それと同時に、

今、言いましたように、これは実はかなり限定的に運用解釈されるべきであろうと、いう事の中で、え・、あの一、営利を目的としたと、言うその自分の為の営利と言う部分の団体には当たらないので、なかなかあれでは、あの、この部分に関しては。ま、仮に、東京都連が、えー、3分の1以上の部分となった・・・・まあ、いま、当選されたとしても、それはこの条文の違反にはならないと考えています。」

神奈川県連:「うーん、まあ、ちょっと、納得行かないのですけど・・・。いや、例えばその営利を目的とする団体だとしても、例えば、まあ、関屋さんのDKの、直接の会社の関係で4名来た場合は、当然これはそれに抵触すると。じゃあ例えばJMBグループのそれぞれ全く違ったスクールの校長が4名集まったらそれは抵触するのか?どうかとか?非常に、えー、複雑な問題に、なってくると思うんです。実際にそれは今後出て来るんわけですよね。それについてここで、有る意味ガイドラインと言うのを一つの、目標として出しておけば良いのではないかと言うことです。」

選挙管理委員会:「えーと、その場合のことで考えましたのは、同一法人。営利を目的とする同一法人に、所属する者が3分の1以上越えるというのは、これは問題だと、それと後は、その、いま言いました、グループとか、いう問題。これに関して言えば、ま、法人と言うことで考えれば、その、これは、あのオフィシャルなかたちに行ってません。ま、一応我々が考えているものは、資本を持ち合っている会社、というのが有ると思うんんであるとか、兄弟会社と言うように、そう言ったものも、資本の持ちらいをしている法人や、あるいは役員が、こっちの役員であり、向こうの役員で有るとして見たるな、経営者が同一のところで、法人として関わっているもの。これは同一体として見なして、これは同一の営利を目的とする団体と、言うことで配慮すべきじゃないであるかと、いうふうに考えております。このあたりの所、逆に言いますと、まあ、監事さんなり、あるいは、まあ、せっかく今日いらしているんで、あの一、ご意見として、あの一、随問弁護士さんの方に、お聞きしたいと思いますけれども、ま、選挙管理委員会として、顧問弁護士さんの方に、お聞きしたけれども。ま、いま言ったように、こういった議習録に残して、今後についての判例じゃないですけれども、一つのあの、習慣として、慣習として、残っていくから大事なものだというので、ちょっとそのあたりについて、ご意見

を、逆にちょっと教えてほしいんですけれども。」

東京都連:「ちょっとそこで・・・」

選挙管理委員会:「はい」

東京都連:「弁護士さんにお聞きするのは、あのー、良いんですけれども、さきほどの弁護士さんの答えは、弁護士さんとしての答えではなく、つまり法律論でなくですね、余分なことをおっしゃいましたので、これは選挙の前にバイアスがかかりますから、あのー、\*\*(?)反対です。」

選挙管理委員会:「えーと、じゃ選挙管理委員会としてそう捉えている、と言うことで、 今回、あの一、この選挙を執行すると、言うことにさしていただきます。

で、神奈川県連の方よろしいでしょうか?

と、言うことで、え、選挙管理・・・。約定に決まっていない部分の場合には、まあ、定款に照らしましてその中の解釈上の問題については、ま、これについては、じゃこうかたちの解釈ということでさせていただきたいと思います。えーとそれではあのー、投票の方・・・・。」

東京都連:「はい質問」

選挙管理委員会:「はい」

東京都連:「無効票が出ないために、もう一度、その、無効票の条件、つまり、えー、丸印はいい。\*\*\*(猜疑?)印は該当しない?」

選挙管理委員会:「はい」

東京都連:「それを、ちょっと、もうちょっと明確にすることと、」

選挙管理員会:「はい」

東京都連:「記名投票でない?ですか?」

選挙管理委員会:「無記名です。」

東京都連:「その辺、もう一度キチッとだしてもらいましたら。」

選挙管理委員会:「えーと、投票用紙に連番を打ってあります。しかしどこに打ったかというのは、これはわからないようにしています。これはあくまでもランダムに、ま、ただ数の確認と言うことで、39番までを配ることによって、39人の方にキチンと渡ったと言うことだけをやってますので、番号と、どの県連がやったというのは誰にもわかりません。それからいまご指摘にありましたように、罰ではなくて、あくまで丸。信任をすると言うことで、丸だけを付けてください。もし、バツを付けられた方いらっしゃいますか?不信任と言う方ではなく・・・・。あ、バツ付けられました。じゃあ、えーとこれ、40

番を・・・。あっ。\*\*\*\*\*\*\*失礼いたしました。」

東京都連:「信任しないという所は空白にすると言うことですね。」

選挙管理委員会:「そうです。信任投票という事は、信任をする方に丸を付けていただく、 と言うことになります。」

「大変いまのは失礼いたしました。あの-、\*\*\*\*\*(?)これはちょっと\*\*\*(?)だけど」

選挙管理委員会:「では、よろしいでしょうか?後何かご質問その他。・・・で一応、・・ ・あ、どうぞ」

三重県連:「過半数を取れば信任ということで、39だったら20と言うことになるんですが、えー、そう考えますと、ここに書いて、出てる方々すべて信任されないッてことも考えられますよね。」

選挙管理委員会:「ございますねそれは当然」

三重県連:「その後はどのように・・・もし、そのようなことがあったらどうなるのか? ちょっと素朴な質問です。」

選挙管理委員会:「はい、もしあの、いま言いましたように、まあ、理事の場合には6名以上。と言うことになっておりまして、6名を欠けるような状態になった時には、補欠選挙と言うことになります。監事においても同様に、1名を欠ける。要するに0になった場合には補欠選挙と言うのが必要になります。で、補欠選挙においては、やはり補欠としてまた、公示から始める、と言うことになります。公示から始めまして、今度人数においてじゃ、5名が信任され、一名欠員になったと、いったときには。じゃあ後一人だけを決めるのかと言ったときには、定数はあくまで11名有りますので、残り6をまた、あの一、その、立候補者として・・・、公示をして・・・、補欠候補として公示をしていくと言うことになります。なお、もしその場合にこんどは、選挙と言うことになった場合に、あくまで定款の事になってしまうんですが、定款においては、総会において、えー、選挙で選任し、と言うことになっておりますので、総会というものをまた開いて、その一、あの一、補欠選挙を、行うと言うことに、現状の判断ではなっております。

えっと、後はよろしいでしょうか?

じゃあ、あの申し訳有りません、いちばん後ろの、えっと、何県と何県・・・なるんでしょうか?あ、それから申し訳有りません。あと、その、選挙の後、後、立会人が開票において必要になりますので2名又は3名、複数名となっておりますので、あの一、立会人になっても良いよという方、ちょっと手を上げていただけたら、ただし、5号議案以降の時にちょっと、開票してますので、その間ちょっと、その方は、あの一、このほうの会場から、我々の開票場所、隣となりますけれども、そちらの方に移動していただくことになりますけれども。えーと、立ち会いをしていただける方。お願いできれば2人ぐらい・・・。ま、公平な開票を行うこという事の立ち会いという立場で、まだ、だんだんいろんな重要な議案が・・。報告している間については・・・たぶん15分から20分ぐらいたってしまうと思うんですけれども・・・。えっと、お願いをしたいんですけども・・・こちらから、じゃあお願いを・・・・。あ、よろしいですか?千葉県連のかた。もう1名の方お願い出

来ませんでしょうか?・・・。あ、じゃ青森県連の方。お願いいたします。 じゃ、これで投票行ってください。

投票箱は・・・・。 うらにもいっぱい・・・あ、それでいいですか?

え、この裏に入って、こちらから出てくると言うことで、申し訳有りません、順番に・・。 次に、えっと、新潟県連から神奈川県連の列に移っていただいて・・・。

それからちょっと遠くなりますけれども、向こうの・・・・。えーと、何県に・・・」 「奈良県」

「え、あ、奈良。そちらの、それちょっと、そのあとその後ろ、お願いして。 そのあと、こちらのいま・・・・・、」

「二つ折りぐらいで良いの?」

「そうですね。二つ折りぐらいが・・・。はい、あまり細かくいたしますと、開けるのが ちょっとたいへんになりますので、せめて四つ折りぐらいと言うことで・・・。」

\_\_\_\_\_

### \*投票中

-----

選挙管理委員会:「それとあと、神奈川県の言ってた、一つの県連で集中するのはたいへん好ましくない傾向だと思いますんで、ま、できればいろんな所から、ま、立候補されて、いろんな所の意見が集まると言うことは重要だと思いますんで。あと、ただ、じゃあ1カ所にかたまった。だからそれでおかしくなったじゃないかと言ったときに、これは、今度は監事のほうでの、その、監査の\*\*\*言って偏向してるかどうかと言うこともチェックもできると思いますし、あるいは総会のほうでですね。やはりこれはおかしいと言うことで、その、取り上げることも可能だと思いますので、そう言う意味で全くセーブが働かないと言うことでもありませんので、追加までに申し上げておきます。」

「えっと、一応全部終わりましたでしょうか?投票されてない方いらっしゃったら、もし・・・、挙手お願いします。じゃあ、もう全員終わりましたので、じゃここで開票の方に移りますんで。すいません千葉の方と青森の方、お願いします。じゃあ、あと、開票時間に関しましては、つぎのほうに・・・また議長にマイクを戻したいと思います。」

\_\_\_\_\_

#### \*選挙管理委員会、開票のため別室へ

-----

議長:「すいません、それでは、あの、この選挙結果が出る間を利用して、先ほどからの、 えー、5号議案以外のことが、ちょっと積み残しておりましたので続けさせていただきま す。えー、その前に、あのー、えー、朝日理事の方から、あのー、・・・なに?・・・あ、 前払い金の事であの、出来るそうですので、お伝えいただきます。」

朝日理事:「はい、あの一、前払い金の内訳、\*\*\*\*(?)りました。あの一、調べてもらいました。1,290,660 円の内訳です。えーこれはあの、2001 年の、えー、パラグライダーの世界選手権に、関連する費用が、2000 年度に、から、あの、お金を出す必要が有ったので、前払いとなっていますが、それが 429,720 円。それからハンググライダーの方の同じく世界選手権に、派遣するための費用として 2000 年に発生した分として、前払いと言

うことで 539,971 円それから、4月の家賃が前払い家賃が入ってますので、3月に納めていますので 311,020 円。それと、4月の臨時総会が、あの、大崎でござい・・。開催いたしましたけれども、その分の会場費として4月のうちに払って置く必要が有ったということで、合わせて、1,290,660 円と言う前払い金が発生したと言うことでございます。はい、よろしいでしょうか?」

議長:「と言う事だそうでございます。さっきご質問したのは神奈川県でしたでしょうか? ちがいましたね。・・・よろしいでしょうか?

はい、それではあの一、先ほどの意見の\*\*\*(保留?)ました。あの一、香川県と埼玉県のお話ですね。まず、香川県のほうから、え一、まず、\*\*\*(?)いただけますか?」

香川県連:「声は大きくなっても良いよと言うことでしたので、もうしわけないです。激 高してきますとどんどん声があがってきますので、誰か後ろから叩いていただいたらちょ うど良いぐらいなんです。えーと、あのー、先ほどのですね。質問の中で、実はもう訴訟 があるんだと、言うことはもうわかりましたので。これやはりあの正会員はですね、全部 知っとくべき必要が有ると思うんですよ。で、それについてですね、これ、あの一、先ほ ども会長、理事会も運営の中について取り残しの部分が多い、と言うこと出てきましたの で、これ、理事会がですね、訴訟の方まで関わっていくと、非常に事務が繁雑になって行 くんではないかと言う観点でですね。えー、一応あのー、香川県連から、あのー、5月の 24日の理事会にあわせて、訴訟に関する、その、特別委員会の開設をお願いしたいと、言 うこの上程案を出したわけです。その中で、えー、いただいた返事がですね。えー、総会 議案としてはもう提案しないと。で、継続審議というかたちでですね、うかがいました。 その理由としましてね、訴訟問題についてはプライバシーの問題と、それから利害が当然 関わりますのでこの問題は、その利害関係、ですから法律的な見地での課題があって、え 一、顧問弁護士との相談を重ねた上で、と言うことなんです。ですからそれ自体はかまい ませんけれども、今回ですね、もう現在あの一、進行中の訴訟については、もう大詰めに 来てますよね。これ。ですからそうなってくると、いま、なかで読ませていただいてもで すね、ちょっと言うふうなところもあるもんですから。で、その中で実はあの、プライバ シーと言う問題があったんですけど、これちょっと理事会にお伺いしますけどね。 あの、訴訟っていうのは、あの、まあ、原則として、全部公開さしてますよね。 と言うことは、あの一、個人の、まあ、例えばその被告側に、まあ、原告、被告に対して もそうなんですけど、伏せなければいけないような特段の理由が有る場合は別にしても、 やはり、第三者が、閲覧できる物ですから、この段階においてそのプライバシーというの

もう一つはですね。あの一JHFと言うのは、これ、私ではありません。これは一つの、もう、あの一、公に認められた人格を持ったこれは団体ですから、これについてその一、プライバシーがあるって言うんで、その一、それを構成する会員に知らせないと言うのはおかしい。と言うことなんです。

それで、理事の方にも、ちょっといま、お伺いしますけどもね。この訴訟があるって事を、 ご存じだった方は、ちょっと手を挙げていただけますか?はい、わかりました。じゃあ、 その中身についてはですね、あのー、よく把握しておられますか?」

?:「よくってのは、なんなんでしょうかね?」

は当たらないんじゃないかと。

議長:「あー、ちょっとお待ちください。あのー、つまり、いま、最初のお話としては、 瀬戸口さんのほうは、まず、訴訟の内容を知りたいと言うことでしょうか?」

香川県連:「ええ、まず公開すると言うこと。それから、あのー・・・。ちょっと私走ってるかもしれませんけれども、この訴訟に関するその特別委員会というのはですね。やはり、あのー、理事会の負担を軽減して、それからフライヤーの、やっぱりあのー、利益になることをまず考えないと、あの、理事会の中で現在積み残している、まあ先ほどもあのー、えーと、青森だったですかね、ちょっと見えないのでもうしわけない・・・あのー、言われてましたけれども、あのー、積み残し・・・その、キッチリとっもう決められたその、議案が少ないと、言うことですよね。あのー、かなり、まあ、多く積み残されてる。そういうことになってくると、その訴訟の方にまで関わってくるとですね。もう非常に負担が大きくなりすぎるんじゃないかと、言う気持ちからですね、じつはこういう議案を出したんです。」

議長:「はい、わかりました。えーと、まずその一、まあ、その、現状のホントに訴訟があるのかどうかと言うことと。訴訟の内容が公開できる範囲で出してくれないかということらしいが・・・・なんですが、そこは、どなたか答えられる方いらっしゃいますか?」

理事会:「はい、えーと、現在理事会の中においては1件、訴訟があります。えー、で、 担当の方は、えー、川添理事長に担当していただいています。

で、えー、その内容に付きましては、えー、ま、そう頻繁にはないんで、逐次と言うことではなんですけれども、報告事項が発生した場合には理事会で報告してもらっていると、言う状態です。で、まあ、あの、公開とか、あー、公開してほしいと言われてしまいますと、私はちょっと法律的にはまったく疎いので、まあ、ここに川添会長に、それを、まあ、お願いするか、もしくはまあ、顧問弁護士の中野先生が来ていますんで、えー、中野先生の方からお話しいただく方がいいのかなと、ま、ぼく自身どこまで話して良いのか、ちょっとわからないものですから、えー、そういうふうにしたいと思うんですが。」

香川県連:「香川の瀬戸口です。ま、それはそれでいいですけどね。あの-、一応あの第 三者にですね。まあ、JHFの関係ない人に、まあ、公開しろって言ってるんじゃないんで すよ。で、少なくともね、構成員である正会員にはね、その内容というのはやっぱり知ら せとかないと。で、予算とか、\*\*\*\*(?)とかそういったすべての業務に絡んできま すからね。で、それがどういう結果になろうとも、それはJHF自体がそら責任取らなけ ればいけないような事態には、責任取らなきゃいけないわけですよ。そうなってくると非 常にまた、大きな負担がかかってくるわけなんですよ。ですから、無いときには無くて良 いんですそれは。ですけども、現在進行しているんで有れば、やはりそれをですね、専門 に、じゃうちの方が引き受けましょうと、言った話で、\*\*\*\*(?)的にですから、 あの一、JHFのですね、その責任問題。それから個人の責任問題と、いろいろでてくると 思いますけれども、それらひっくるめた形でね、やはりもう専門にそれにかかる組織と言 うものを一つ作って置かないと、いまから先、これ、あの一、なんか事故が有ったときに、 いま、製造者責任というものもありますよね、それから監督責任も有りますよね。それか らその一、ま、競技をしてると、その競技の、大会の、その一、開催者の責任とか言うの も全部出てきますので、で、そななるとやはり専門家が、幸い、あの一、ぼく調べたとこ ろでは JHF にはおりますから、そう言った人たちが中心になって動いておけば、理事会は 本来の業務に、ぼく専念できると思うんですよ。で、そう言う意味合いが有りますので実

はこれ出してます。ですから中身を全部あの一、ぶっちゃけてしまって、実はあの一、こうなってるんだと、そう言う\*\*\*\*(?)で出されてもちょっと困るところ有るんですけれども、もう実際にはもう動いててもう土壇場に来ている問題で、それがその中の答弁とかですね、そこらあたりにしてもね、ちょっとそれJHFのサイドとしておかしいんじゃないかというような答弁も出てますのでね。というのはJHFはやはり独自性を持たなきゃいかんです。だから1社ぐらい他の人たちとですね、一緒になってやるんじゃなくて、JHFはやはりJHFとして独立した形、独自性を持った形でやらないといかんですこれは。だからそんなかで\*\*\*\*(?)何か有るんだったら、あの一、どこかその一、専門委員会とかね、そこらあたりの方・・・。競技委員会・・・。これ一番絡んでくるのは競技委員会の問題だと思いますし、それから事故が起きているわけですから、安全性委員会の所あたりの問題だと思うんで。そこらあたりで、また、ご存じの方いらっしゃるようでしたら、また、あの一、ご意見お聞きかせ願いたいです。」

議長:「はい、・・・東京都ですね」

東京都:「東京都の日垣です。えー、香川県連から郵送で書類をいただきまして、初めてこういう事が有るんだと言うことを知りました。えーそれで、えー、香川県連の考え方自体は、あの一、非常に前向きで評価する物があると私は考えております。

えー、やはり有る程度、正会員として知っておきたいし、それがどのように進展していくのか、あるいは、いるのか?と言うことを知りたい、と思います。えー、現在はもう、情報公開というのは、有る程度当たり前の事になっておりますので、えー、それを秘匿する方が関心を呼ぶし、不信感を増すことになると思います。それで、あの、さらに、今度は前向きな話で、さしていただきますと、えー、これを訴訟と言うことで特化しておりますが、あるいみではえー、jHFに、法務部であるとか、法務委員会で有るとかそう言うもっと広い意味の委員会なりが設置された方が、もっと柔軟対が処出来るんではないかなと、訴訟、と言う名称で作りますと、外向きにはちょっとかっこわるいというかなという感じもするわけですので、まあ、会社論で言いますと、法務部であるとか法務委員会、と言うような形での追加の提案をさしていただきまして、私としては賛成の立場です。」

議長:「はい・・」

神奈川県連:「えーと、理事会を援護するつもりでは無いんですけれども、皆さん初めて知ったと言うことですけれども、えーと、川添さんかな、えー、毎月 JHF レポートにですね、いろいろ理事の報告が書いてあります。

その中で川添さんの意見の中で、えー、裁判に出席したと言うことも書いてあります。ですから決して隠しているわけじゃありません。私もいろいろ知っています。直接聞いていますから。えー、これはあのー、隠してるわけじゃなくて、情報公開されてないという事ですけれども、情報公開する状態にしていないのは、確かに理事の責任だと思いますけども、隠してないわけじゃない。その辺ちょっと勘違いなさらないでください。えー、今後はそう言うのを含めてですね。積極的に情報公開をするべきだとは、勿論、あのー、思っております。それでですね。こちらのこの委員会についても、やはり、あのー、スーと、ですね、大阪府連からも有りましたように、先ほどのリボンの件で、えー、なんか免責、責任が出てきた場合どうなるんだ、と言うふうな意見も有りますから、やはり、あのー、東京都連のような意見が出されて、広い意味で法務部というような形で検討されるのがよるしいんじゃないかと言う形で賛成します。」

議長:「はい、えーと、ちょっと今、2つの案が同時に話が出てきてるので、まず、最初の、その一、現実の裁判の問題で・・・、」

川添会長:「はい、えーと、まあ、いま、あの、金高さんの方から、あの、弁護していた だいたような形なんですが、結局あの一、今までの裁判について隠してることはいっさい ありません。聞かれればご説明して・・・。ですからこういう場で突き詰めて、詰問され るような形は、まあ、どうかと思んですが、あの一、積極的に公開するかどうかについて は理事会にはかっております。えー、正会員の皆様に、え、これを、総会の席で言うべき かどうかって事で、意見を求めました。そして、えー、まあこれは、理事会の範囲で、聞 かれたら答える程度で良いだろう、と言う申し合わせの中で進めさしていただいておりま す。で、だいたいこういうものについては、誰もタッチしたがらず、私がいつもで尻拭い になりまして、以前にも一つの裁判、約2年半かかりましたでしょうかね、大阪まで出か けたりしまして、えー、ま、結審しておりまして、それはまあ、どちらかと言いうと出費 はしょうがないと言いますかね、思いますが、その時にかかった経費を先ほど瀬戸口さん が調べて、発表されたんだろうと思います。で、現在のものにつきましても、えー、ま、 あの、中身を、どこまでどんな形で発表するかどうかに付いては、はっきり申し上げて、 理事会の中で検討はしてきませんでした。で、まあ、大上段に立ってこれが足りないぞ、 あれが足りないぞって言われれば、足りないモノだらけなんです。以前に私、お話しまし たように、えー、するべき \* \* (場所 ? or 話 ? )は、JHF には山ほど有りまして、 1 ミリづ つ積み重ねてきたモノですから、それを大上段にかぶられると、すべて批判の対象になり ます。そんな意味で、悪気があって、なにかこう隠そうとかね、えー、または、えー、何 かの利益を守ろうとかってことで、えー、行われてきたことではありませんので、えー、 今言われたように、JHF\*\*\*\*\*(?)は歩いた、輻輳した内容は\*\*\*\*の報告を さしていただいて、\*\*\*\*(?)じゃそれは何なの?って聞かれれば、こう言う事で す。と答えております。で、この前の理事会でもそのような事がいろいろ議論されまして、 それで、まあ、瀬戸口さんの案は上程されなかった。その時の話し合いを、今、思い出し ていましたんですけれども、えー、委員会の設置に付いては、あのー、総会にわざわざ話 されなくても、あの、理事会でできるんだから、あー、その時点で案を提出していただけ れば良いんじゃないかな、と、言うことでたぶん、継続審議という事にしたんだと記憶し ております。で、えー、公開するしないについてのですね、私個人では考え方は決められ ません。で、実際に訴えた方、それから訴えられた方も、同じフライヤーで有り、また、 JHF の組織で有り、と言うこともありまして、ま、その辺で理事会が躊躇していることは 確かです。されども、今言われましたように、もう、その時期ではないだろうと言うこと で有れば、皆さんの論議の中で、しかるべき委員会を作るのもけっこうでしょうし、えー、 または、法務部ですか?委員会ではない、一つの部門を作ることもそれはよろしかろうと 思います。えー、ただ、さきほど言われましたように、理事会の負担が大きくて審議が出 来ない、と言うようなことはまず無いと思います。えー、実際には代理人である中野先生 にすべてお任せしてございますので、その報告を受ける。その報告を受けたものを、みん なに報告する。ぐらいのモノであります。それから、もう一つは、えー、現在の所はです。 えー、もう一つは、えーと、まあ、裁判の打ち合わせ等については、担当の私が、えー、 事務所へ出向いていって、えー、また、関係する方々と一緒に協議をして、えー、文書を 作っていただいている。と言うのが現実で・・・、で、その一、どういう裁判を行われて いるのかについて、話せと言われれば話しますけど・・・、」

議長:「えー、はい、香川県」

香川県連:「\*\*\*\*\*\*\*\*\*(?)あの、全部正会員に送ってるんですよ。\*\*\*\*

\*\*\*\*(?)ご存じだと思うんですよ。で、それについてはですね。やはりあの一、現在の訴訟につていて、有る程度はやはりお知らせしていただきたいと、言うことです。ですからまあ、あの一、提訴の年月日と、原告の氏名、それから原因となった事件事故、それから請求内容ですね。それから請求金額まで、で一、それとあの一、他にですね、あの、被告・・・、JHFが被告となっているのか、それとも関連した被告がいるのか、その程度です。」

川添会長:「えーと、私の方で、いま、手元に資料がありませんので、その一、年月日まで申し上げられませんが、代理人の中野先生に、必要な分だけお答えしていただくと言うことで・・・。よろしいでしょうか?」

中野弁護士:「えーと、私がこの事件、って言うか、あの一、裁判を担当していますので、わかる範囲でお答えします。提訴の正確な年月日は、ちょっとわからない・・・、というか今覚えてないんですが、第1回の裁判は、平成12年の6月の19日です。えー、そしてですね、原告は、えー、和泉恭子さん、の遺族であるご両親。えー、お母様お父様、そのお二人が原告になっております。原因となった事件は、1997年5月に開催された。えー、97年高山ホルンバレーカップ、の、この競技会での、えー、墜落死亡事故です。えー、それと、請求内容としては、えー、この故和泉恭子さんが亡くなったことによって、えー、失われた損害、要するに遺失利益等ですね。これら合わせて5千万円。と言う請求内容となっております。

であとあの、被告なんですが、えー、被告としては JHF さん、それと、えー、有限会社アエロタクトコーポレーション、それと、えー、半谷貞夫さん個人。この3者が被告になっております。あ、それとあと、裁判所ですが、えー、これはあの、東京地方裁判所。えー、事件番号の方は、あの一、これはちょっとメモしてきましたので、えー、平成12年、ワのえー、9780です。えーと、それ以外何かご質問有れば・・。」

????:「えーと、えーと、はいわかりました。それから、代理人としては中野先生が、まあ、やられてると・・・、」

中野弁護士:「はいそうです。」

香川県連:「で、えー、\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*(マイクがないため不明)」

中野弁護士:「えっ?」

香川県連:「\*\*\*\*\*\*\*立証の準備をしている・・・?\*\*\*\*\*\*(?)」

中野弁護士:「え?、あ、えっと、この裁判の方は、えっと、先ほどあのー、被告としては、JHF さん、それとアエロタクトさん、それと半谷さんと言うことなんで、えー、それらの方、あと、あのー、競技会に、その時のですね、競技に参加されていた選手の方、その方達と、あのー、一緒に合わせてですね、えっと、話し合いながら進めている、と言うような状況です。」

香川県連:「でもそうなってくるとね。あのー、ぼく思うんですが、あのー、性格上 JHFって、いっさい独自性を保っておかなければいかんと、ある一定の距離おいとかなきゃいかんのじゃないかと思ってるんですよ。

そうなってくると、ちょっとね利害相反と言うカタチがでてくる可能性も有るんですよね。で、そこらあたりのあれは、あの一、理事会なり、あの一、まあ、JHFの代理人である、あの一、\*\*\*の会長ですから、まあ、川添さん、それから理事会あたりにですね、説明されてます?」

中野弁護士:「えー、利益相反ですか?利益相反特にないと思っています。」

香川県連:「まあ、そこらあたりのあれはですね、ちょっとまた、もう1辺、詳しく読み返してみますけれども。僕としてはだけど、その3者ですね。だいたいあの一、メーカーさんとメーカーの代表と、それから JHF と言うことになってくると、性格違って来ると思いますので、3者1体になったね、訴訟遂行をするという事は、僕はおかしいと思うんですよ。」

中野弁護士:「ま、それはあのー、JHF さんがそのようにお考えになって、あのー、私をはずすという事であれば、はずしていただければけっこうです。はい。 私の方としては、あの、利益相反無いと思っています。 あの、有れば、私の方では受任しません。」

香川県連:「はい、わかりました。・・・・えーと、そうすると、後、もう、契約の問題ですよね。あの、委任契約はあの、JHFと言うことで、あの、法人から。」

中野弁護士:「はいそうです。」

香川県連:「で、あの一、ちょっとこれ一言。これ余分なことかもしれませんけれども、あの一、中野弁護士は JHF の顧問弁護士と言うことですね。」

中野弁護士:「そう言うカタチになってます。」

香川県連:「構成員、\*\*\*\*(?)正会員の弁護士であると言うことですね。」

中野弁護士:「えっ?正会員?」

香川県連:「構成しているのは正会員が構成してますから・・・。」

中野弁護士:「ですから JHF さん、要するに JHF という社団法人から依頼されてます。委任されてます。」

香川県連:「社団法人から、わかりました。」

議長:「はい、」

静岡県連:「具体的に、あの、まあ、あの、アエロタクトさんとあれはまあ、別としてですね、半谷さんは別として、JHF がどういうふうに、えー、訴えられているんですか?簡単に・・・・。」

議長:「訴訟内容ですか?」

静岡県連:「はい。」

中野弁護士:「えーと、あまり細かいことはちょっと省きますけども、えーと、要はですね、JHF さんが訴えられている根拠というのは2つ有りまして、えー、まず、原告の方で、えー、その請求の根拠としてるのが、その故和泉恭子さん、が使用していたグライダー、あのイーデルセクターなんですが、これは欠陥があるグライダーだと、いう、そう言う前提に立っているわけなんですね。で、その欠陥のあるグライダーを、えー、形式認定した、そういう JHF さんには責任がまず有るのです。それとあと、えー、この今回の事故があった、えー、競技会は、えー、JHF さん公認の競技会だと、で、公認と言うことで有れば、そう言う、えー、使用するグライダーとか、そう言うモノの安全性、そう言うモノについて、配慮する義務がある。にもかかわらずその義務を怠ったと。言うようなことですね。それとあとまだ、えー、原告さんの方では、ま、その、公認競技との関係で言えば、えー、あの当時、まあ、悪天候だったと。にもかかわらず、そう言うことについても指導しなかったと。えー、JHF さんとしてはそう言うことについても指導すべきだったにもかかわらず。指導せず漫然と競技を続行させたと。言うようなことを根拠にして JHF さんを、あのー、被告として訴えています。だいたいそう言うことなんですが、よろしいでしょうか?」

議長:「えーと、もう時間がないんで・・・」

香川県連:「えーと、\*\*\*\*\*\*\*(?)いまあの、法務部というようなカタチで、 ちょっと間口を広げたカタチで作れと、あの、作った方がいいといか、あの、有りました けれども、そう言ったカタチを含めてですね、これもう時間が・・・もう 17 日でしたね。」

「はい」

香川県連:「ですから、これ出来ませので、えー、もう、この段階でですね。あのー、後の詳細については、この次の理事会が早急に、あのー、やっていただくと言うことですね。それから予算については、先ほど予備費を使ったらいいじゃないかと言うような話もありましたので、そう言ったカタチも含めてですね。次の理事会で、あの、内容は構成するとして、それで、この委員会なり、カタチについては訴訟に特化するか、それとも法務部というカタチで、あのー、包括するかと言うものを含めたカタチでですね、作るということで議決をおねがいしたい、以上です。」

議長:「えーとですね、いまこの段階での議決というのは・・・、えー、あがっ・・・、 出来ませんので、えー、もし議決を取るとしたら次回、総会と言うかたちになります。 それで、それまでの間に、継続審議として、理事会の方で検討いただいて、えー、次回の 総会の時に何らかのお答えをいただきながら、それに対しての決議と言うカタチの、手段 になろうかと思いますが。」 香川県連:「わかりました、じゃ、そうするとね、これー、もう、先ほども何度も何度も申し上げていますけれども、もう判決がもう間近にでるよ、という事で、何日まではこちらもわかりませんが、そう言ったカタチのその差し迫ってきてますのでね、これはあの一、次のその一、審議議題としてですね、最優先課題として取り組んでいただきたい、と言うことを要望したいんですが、それはよろしいですね。」

議長:「えー、どうですか?」

「よろしいんじゃないですか?」

「\*\*\*\*\*(ま、審議にかけるのは次の理事になりますが?)」

議長:「はい。えー、わかりました。では、・・・\*\*\*\*たいと思います。 今のお話を議事録に残して、えー、次の理事に、えー、審議していただくという事にさし ていただきます。えーと、後、埼玉県ですね。はい。えー、よろしくお願いします。」

埼玉県連:「えー、埼玉県連の立澤です。えーとですね。今回のあの一。3月4月6月の 総会の、このゴタゴタ、について、少しあのー、意見を、えー、述べさせていただきます。 えーと、あの一、一番問題になるのはですね、あの一、JHFの規約。これが私たちにとっ ては一番問題ではないかと、こう考えております。えー、役員選挙に関する、13条の3 項、また、えーと、さっき神奈川県連の方から出ました、13条の2項、ですね。これをモ ラルのない人間が悪用しようと思うとですね。けっこう悪用できてしまうんですね。えー、 例を挙げますと、例えばあの、県連の推薦が必要な事項というのがあります。えー、教員、 助教員の推薦更新。えー、これを悪用しますと、あいつのこと嫌いだからもう県連で推薦 するのをやめよう、そうすると助教員、教員の更新が出来なくなってしまう。スクールの 経営とかも危なくなってしまうようなことが、えー、これーは、可能です。そういうこと をですね、やってしまう人間と言うのが、ま、この中にはいないと思うんですけども、え ー、過去におりました。えー、そう言うことがですね、無いように、あのー、理事会、ま、 現理事、えー、この次の理事にしろ、そう言うところで、すこし法の整備というー、会則 とか例とかをですね、作って、えー、あの、しっかりやってもらいたいと思うんですね。 そうしないと、このような問題、あの一、また出てきます。えーと、神奈川県連なんかは もういろいろな事を考えているみたいなんですけれども、埼玉県連としてはそういうこと まだ考えておりませんが、えー、悪用しようとおもうと、いくらでも悪用ができてしまう。 えー、これは皆さんのモラルに、えー、かけるよと、モラルの問題なんで、みんなで判断 してね、と、いわれて、えー、今までやってきたわけです。

ところがですね、やっぱりひとり二人そう言うワケのわかんないことを言う人間がいまして、それを簡単に悪用してしまったんですね。それが今回の、あの、ゴタゴタのえー、すべての根元です。えー、はっきり言いますと、じゃあ、議長、私はあんたの事嫌いだから、もう押さないよ、そう言うことになって、議長がですね、例えばスクールをやっていた場合、えー、教員がいない、そう言うモノが出来てしまうと、そう言うことがありますんで、えー、法の整備を、しっかりしていただきたいと思います。」

「はい、議長!」

「議長!」

「議長!」

議長:「えーと、すいません、その今の話はですね。」

「議長!」「議長!」「議長!」

議長:「ちょっとお待ちください。あの、今の話は、3月の段階で、の総会で、えー、 改正案に対する審議、継続審議となっておりますので、えー、その部分は、今の言葉は、 えー、削除いさせていただきたいと思いますが・・・」

「議長!はい!」

議長:「はい、秋田県。」

秋田県連:「えーと、秋田です。えーとですね。何回も何回も行われたというのは、埼玉県連の、実状が、JHFに\*\*\*\*(?)されたと、言うことなんで、\*\*\*\*(?)をね、何にも理解していないということで、非常にわれわれ今、その話を聞いてやれやれと思っている矢先にですね、また頭がモヤモヤモヤっとしてきてるという状態ですよ。言いたいことはあるかもしれません・・・」

監事:「監事の立場としても、けっこう言いたいの僕、我慢していますよ。」

秋田県連:「ですけれども、今回は、そのまま持ち帰って、埼玉県が一番反省していただいて、これほど JHF を混乱に陥れたと、言う事を反省した上で、今後の JHF の運動に貢献していただきたい。そのように思います。」

\*拍手

埼玉県連:「・・・・今の秋田県の意見、あの一、真摯に受け止めまして、えーと、我々 一から出直す覚悟ででおりますんで、これからも・・・・・。」

?:「よろしいですか、逆にモラルの無い人が、これでわかったと思うんですよ、はっきり言いましてね。そこら辺をよく考えて、今後埼玉県連はしっかりやってほしいと思います。」

埼玉県連:「はい、どうもありがとうございます。えーと、今の意見もあの、真摯に受け 止めまして、これから、一から出直したいと思います。えー、そのために、あのー、もし かしたら JHF のほうにですね、・・・」

?:「もういいよその話」

埼玉県連:「・・・・・よろしくお願いします。」

議長:「えーと、この・・・この審議・・・。 じゃあどうぞ、最後に・・・」

大阪府連:「えー、最後にですね。えー、時間がないのであの、簡単にいいます。 そもそもこういう問題が起きた原点はですね。その一、13条3項ですね。ですから、神 奈川県連から・・・、ま、この議案は、できたら次回、私、また大阪府として出しますけ ども、あの一、要するにですね、業界が入っていることがもう間違いなんです。はっきり 言って。」

?:「ちょっと! \* \* \* \* \* \* \* ; ?:「\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* ; ?:「やめなさいよ、もう\* \* \* \* \* \* ; ?:「\* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* ;

大阪府連:「わかりました。」

?: 「\*\*\*\*\*\*
?: 「\*\*\*\*\*\*\*\*
?: 「\*\*\*\*\*\*\*\*

議長:「一応その件に関しては継続審議のはずですので・・・」

?:「\*\*\*が言ったでしょう\*\*\*\*\*」 ?:「\*\*\*\*\*\*

議長:「と言うことで、一応これで、二つの審議、残っていたあのー・・・審議じゃない・・・? 協議事項は、あー。出たと思いますんで、えー、私の議長としての責任・・・。 議長としては終わらせていただきます。あとあのー・・・。」

?:「ちょっと待ってください。発表まで議長がやっていってください・・・・」

議長:「あ、そうですね。失礼しました。」

?:「あのー、いいですか? あの、発言じゃないんですけども。あのー、選挙管理委員会が、そのー、役員の選挙の結果を報告して、それを議決しないと、あのー、選任になりませんので、そこまでは議長がやっていただかないと・・・」、

議長:「はい。わかりました。と言うことだそうですので、あの一、最終的にあの一・・・・。」

?:「あの一、選挙の結果その方達が当選しましたら、その方達に理事、及び監事を、あの一、\*\*\*\*\*

議長:「はい。そこまでは議長の責任なんですね。わかりました。 失礼しました。それではあの一、選挙結果の発表をお願いいたします。」

選挙管理委員会:「あ、どうも、あの一、長らくお待たせしまして、えーと、選挙、投票・・・、信任投票の結果。出ました。

えーと、投票者数が、えーと、\*\*\*\*選挙をした、投票された方が39名。全員されております。

ただ、中で1票、無効票として判断したものがございました。それは丸のあとにそれを取り消しているモノ、に関しては、これは無効と、言うカタチで、まあ、立会人の元に見て判断さしていただきました。で、結果の方申し上げます。

えーと順番に、えー、票数と、まあ・・・、票数と、それから名前の方申し上げます。

えー、朝日和博、立候補者 36票

えー、伊賀隆一郎、候補者 26票

関谷信人さんでしたっけ 32票

えーと、せきぐちさん27票・・・あ、失礼

瀬戸口さん 27票

それから、田中美由喜さん 25票

それから長谷川光雄さん 27票

えー、藤野光一さん 28票

松永文也さん 26票

宮川一郎さん 23票

えー、宮田富吉さん 26票

それから横尾和人さん 28票

以上が理事の役員候補であり、信任投票をした結果。全員が信任。

過半数20票以上を獲得されましたので、全員が信任されました。

えーと続きまして、監事。えーと

宮川雅博さん 33票。同様に過半数を超えておりますので、宮川監事も信任されました。 以上を持って、あの一、次回・・・次期の、あの一、役員の方々はこういうカタチの投票 結果となりました。

以上が選挙管理委員会からのご報告です。

何か、ほかに質問か何かありますか?・・・特に無いですね。」

議長:「これ任期はいつまでなんですか?」

選挙管理委員会:「任期の問題なんですけど、これは、ま、選管としての、あの一、判断の・・・なるのか? \*\*\*えーと、定款から言いますと、選任されてから2年と、言う事になります。それで、まあ、私共もこれはもしかしたら、話し合いごともあるのかもしれませんけれども、選挙管理委員会としましては、まあ、たぶん選挙\*\*\*\*(?)まあ、えーと、補欠の場合は前任者が居た期間以降の・・・

\* テープ交換のため録音中断 数秒間記録欠落。 6月総会 議事要録 (4)

?:「はい、総会がまた変わって来ちゃうんじゃないのですか?」

選挙管理委員会:「エーと総会を変えるかどうかこれはもう、今度は正会員の方のご判断

になるかと思いますけれども、方法として、こんなこと選管がこんなこと言うのもおかしいですが、理事会として、じゃあどこかの時点で総辞職をしてしまうと言う乱暴な手もあるかと思います。」

?:「でも、そうカンタンに、あの一文部省が、総会を変えると言うことは出来ないと思いますよ。」

選挙管理委員会:「総会そのものが、たとえば、あのーまーこれは、たとえば選挙を、仮に3月の総会で行ったとして、任期はまだ6月まであると、いう事もあえりえるわけでして、あの一要するに通常であれば、例えば通常選挙の場合に、任期満了選挙と言うのがよく色々なところで有ると思うんですけれども、その時は、任期が満了した以降に選挙を行わずに、普通は前倒しで、1ヶ月前ぐらいに選挙を行って、1ヶ月以降その任期満了と同時に交代と、いうふうな形になりますので、そう言う意味では、ま、あの、たとえば、今回の6月総会\*\*\*\*(?)まあ、次回に選挙すると言うことであれば、ほぼ、同時期に満期満了となると思いますし、あるいは3月の選挙をもし、3月末に行うとしたら、今度はもし今の現行の理事の方達が、あの、まあ信任されたとおり、信任された者が残ったとした場合に6月の、20日をもって交代と言うことになります。」

議長:「はい、と言うことで今、あー、えー、各理事・・・」

?:「ちょっと、いや、国の\*\*\*\*(?)解説なものですから・・・」

?:「あの一申し訳有りません、監事が打ち合わせされまして、ちょっと流れを止めてしまいました。えー定款によりますと、あの、選挙により選任すると、書いております。で、選任と言う言葉なんですが、あの、具体的に言いますと議決すると言うことです。で、あの一要するに選挙の結果を、ここで皆さん認めていただければよろしいわけで、あの一拍手でも何でもけっこうです。はい。」

議長:「えー、と言う結果になりましたが、今の発表を承認していただけますでしょうか? よろしければ拍手をお願いいたします。」

\*拍手多数。

選管:「どうもありがとうございました。」

議長:「えー以上で、私の議長の役は終わらせていただきますので、ありがとうございました。あと・・・」

「ご苦労様でした。」

「えー皆さん、えー、大変疲れたかと思います。えー、どうもありがとうございました。 これを持ちまして 20001 年、社団法人・・・あ、失礼しました。社団法人日本ハンググラ イディング連盟 2001 年 6 月総会を終了いたします。ありがとうございました。」

\_\_\_\_\_\_

-----

\*録音テープとメモを元に、出来る限り忠実に総会の発言を再現できるように作成しました。 一部、聞きとりにくい部分等有りますので、完全では無いかもしれません。

- \*総会で発言された方で、ご自分の発言はこの内容とは違う、と言う方がいましたら、その箇所をご指摘ください。検証・確認のための処置をとります。
- \*誤字、脱字、間違いなど有りましたらお知らせください。

作成:uematsu@skymate